

2022年度事業計画
(2022年3月26日理事会 決議案)

社会福祉法人 宮城厚生福社会

はじめに

新型コロナウイルスは変異を続けており、引き続き各事業所感染対策を最重要課題としながら、私たちに出来ることを、と豊かな取り組みを進めています。各事業でBCPの作成が求められ、各事業所で検討を進めるほか、発熱者への対応等必要時には情報を共有し対応を進めています。また、感染の不安から福祉サービスへ積極的にアクセスしない状況が徐々に広がっているように伺えます。新型コロナウイルスが長期化する中で、暮らしに必要な福祉へ誰もがアクセスでき、暮らしを支える政治への転換が必要です。

2021年の介護報酬改定は、引き上げを求める関係者の声を反映し、+0.70%となりました。2015年の▲2.27%（基本単価▲4.48%）の影響が大きく不十分なものとなっています。LIFE（科学的介護）の導入で、各事業所では加算算定への対応を進めています。人員不足に対しては基準の緩和とICT化を進め、ICT化を進め「特養配置基準4:1」が議論されています。介護職は2040年には全国で69万人不足する見通しです。ICT化に対応しつつ、現場の労務負担を軽減につなげる視点で対応します。2021年8月補足給付の見直しがされ、多くの方が負担増となっています。関連団体と共に影響調査を行い、県内でも退居に至った事例があることも判明しています。介護保険制度は利用料負担・保険料・職員不足など大きな課題を抱えています。誰もが安心して利用できる介護保険制度が求められています。

保育情勢では政府は「新子育て安心プラン」を公表し、2024年度までに4年間に14万人分の受け皿を増やすという内容です。2023年度に「こども家庭庁」の創設に向けて議論を進めています。これらの財源をどこから充てるのかという事も1つの問題ですが、安心プランを実施するための財源として、児童手当の特例給付を一部削減し、浮いた財源を充てるとしています。新たな省庁の設立には一定の費用負担がかかると見られます。

障がい分野は、2021年度の報酬改定で名目+0.56%の改定率となりましたが、「持続可能な制度にする」とし基本報酬を引き下げ、各種加算等の縮小・廃止を進めました。日本の障害施策に対する公的給付は2019年度のOECD平均2.2%、日本は1.1%と、国際的にも低い水準です。就労支援事業では報酬区分が平均工賃月額による成果主義が制度設計がされていることも注視が必要です。

法人は2022年度から2026年度の5か年の中長期計画を定めました。この間の経営危機を受けその教訓、地域情勢を踏まえた各事業の課題と活動方針、職員採用、今後必要な修繕等に向けた必要利益を明らかにしています。そして、これらの取り組みを進める管理組織体制・職員教育をあらゆる活動に位置づける視点を重視します。

経営活動の維持発展は、私たちが目指す「安心して住み続けられるまちづくり」の理念に向けた存続にかかわる土台をなすものです。

法人全体での経営状況は2018年度▲5千万円、2019年▲3千万円、と大きな赤字の下、

経営対策を進めてきました。2020年度+2千万円、2021年度5千万円（最終補正予算ベース）と一定の到達を築いていますが、補助金等が占める割合が高く、事業本体の収支であるサービス活動増減差額では必要利益である約3千万円には大きく届かない状況です。

2022年度の経営では、中長期計画に基づき各部門で必要利益確保に向け取り組みます。

人員確保と育成は事業経営計画の基礎をなすものです。人事部の体制を見直し数年来の取り組みとして強化を進め、人員確保でも前進をしてきました。自らの実践を語る場として職員参加も進められています。引き続き休止事業再開へ向け人員確保を重視し、職員育成の活動にも活かし取り組みを進めます。

法人事業所が権利を守る社会福祉施設として発展していくためには、人員確保・経営改善・社会福祉の拡充を求める活動、事業実践、あらゆる活動を進める上でも職員育成が重要な課題となり、私たちの法人の発展の土台となります。採用・育成を長期的視点で前進を築き、法人理念に基づく福祉活動を守ります。法人理事会・管理者が職場職責者・職員と力を合わせて、職員の育成・労働環境の改善を進めます。

2022年度の重点課題

1. 管理者が中心となり、理念に基づく実践を追求した事業運営を進めます。管理部・職責者を中心とした職場作りと制度教育への参加率100%をはじめ、学び成長する機会の保障・職員育成を重視します。理事会・各事業所管理部は必要な政策立案を行い、取り組みの具体化の提起を行い実践します。
2. 法人全体、各部門、事業別に借入金償還や設備投資が出来る資金の確保を行える経営を追求します。中長期計画に基づく必要利益3千万円の達成に対し、介護±0万円、保育+3千万円、障害±0円を目標とします。目標稼働を事業ごとに設定し、到達に向けた進捗の把握と必要な対策を進めます。
3. 部門ごとの目標利益確保が出来る経営を、2023年の期間目標を持ち取り組みます。事業再開など必要な経営的対策を進めます。乳銀杏保育園の老朽化に伴う設備投資、十符・風の音の大規模修繕計画を策定します。
4. 私たち社会福祉の働く土台である憲法25条を守ります。社会保障運動を重視し、平和で人々が幸せに暮らせる社会の実現に向けて、広範な団体・個人と共同の運動を進めます。
5. 常務会、執行管理者会議、各部・委員会を本部機能として位置づけ、管理機構をさらに強化します。労務管理やコンプライアンス等に係る法改正への対応を進め、管理部・担当者の力量の向上を行います。
6. 採用活動を引き続き強化し、採用目標では介護職15名、保育士6名とします。管理者研修・中間管理者研修を充実させ、ます。法人の理念と歴史を振り返り、世代継承を図ります。

保育事業

【情勢】

コロナ禍のもと保育施設は保育の継続が求められ、社会的にもエッセンシャルワーカーとしての認識が広まっています。その中で、政府も保育士の賃上げ（一人 9,000 円）をかかき内閣府予算に計上しました。しかし、この賃上げも配置基準に基づく職員分でしかありません。各保育園は配置基準以上に職員配置をしており、一人 9,000 円の賃上げは現状ではできません。配置基準の引き上げがなければ職員の処遇改善になりません。さらに配置基準改善の運動をすすめる必要があります。また、2023 年度「こども家庭庁」創設が検討されています。「こどもまんなか社会を目指す」とありますが、幼稚園は依然として文科省の所管であること、所管する法律の一つとして児童福祉法があげられている等、何がどう変わるのか動向を注視する必要があります。コロナ禍で保育の公的責任の重要性が浮き彫りになったいま、保育の公的責任を後退させない運動をさらに進めていくことが重要です。地域の状況や制度動向を的確に捉えながら、施設運営に取り組みます。

【今年度の総括】

職員確保が一定でき、2021 年度は職員育成に取り組みました。実践を理念に引き付けて捉えること、保育の手ごたえを感じられるような取り組みを大事にしました。また管理者も、管理者会議や法人主任会議で集団的に討議することを大事にしてきました。

経営については、0 歳児の確保が困難な状況がありましたが、年度途中での受け入れをすすめる、定員いっぱいまで入れることができました。定員割れの保育園では、引き続き定員を満たす児童数を確保する取り組みを行います。また、収入の仕組み等を、管理者だけでなく職員にも分かるように伝える取り組みを行いました。職員参加の経営を引き続き目指していきます。

【重点課題】

- ① 子どもたちの笑顔があふれ安心して預けられる保育所づくりをすすめます。また、保育制度改善等の活動に取り組みます。
- ② 法人理念、保育理念、民医連綱領に基づき「子ども一人ひとりの人権を尊重し、仲間の中で育ち合う」保育を行います。
- ③ 地域の保育ニーズに応え、保護者支援や地域の子育て支援等に自治体と連携して取り組みます。
- ④ 保育理念や子どもの発達を学び実践できるように、保育を集団的に討議し、保育内容の向上に努めます。
- ⑤ キャリアパス制度に基づく研修をすすめる、職員が役割意識を持てるように取り組みます。
- ⑥ 保育士の採用と育成、定着を図り、安定した保育体制を構築します。採用活動では取り組みを継続していきます。職員定着のため、保育のやりがいと意欲を高める取り組みを

すすめます。

- ⑦ より良い施設環境づくりに取り組み、必要な修繕をすすめます。
- ⑧ 保育事業部門にて3千万円以上の黒字を目指します。

介護事業

【情勢】

2021年に介護報酬の改定があり、感染症や災害時のBCPの作成義務や科学的介護推進体制加算が創設されました。新型コロナウイルスに対応するための特例的な評価として2021年4月～9月までの間、基本報酬に0.1%上乘せする制度がありましたが、10月以降は打ち切れそれにかわる補填はありません。

利用者負担による処遇改善や報酬改定ではなく、公費負担による介護報酬の改定を強く訴え、住み慣れた地域で安心して続けられる権利を守ります。

【今年度の総括】

今年度も新型コロナウイルスへの対応に追われる1年でした。入居者と職員のワクチン接種も終わり、感染者が減少していてもまだまだ油断はできません。感染対策を引き続き徹底し、感染拡大を防止します。

経営改善のために、デイサービスを重点課題として取り組みました。くりこまの里のII型は稼働が上がらず、経営対策会議を実施しています。木の実の土曜日開所も職員不足のためできず、来年度への継続課題となります。特養の稼働が昨年度より改善し、単月で黒字化することができました。これからも管理者、職責者を中心に予算管理を行い、経営改善に取り組みます。

【重点課題】

- ① 民医連綱領、法人理念に基づき、誰もが安心して暮らせる地域の拠点を目指します
制度改悪に対し、戦いと対応の視点で社会保障運動へ取り組みます
居宅介護支援事業所や地域包括支援センターと協力し、地域の状況、利用者の声を発信できるよう取り組みます
- ② すべての事業所で必要利益に基づく予算管理を行います
予算執行のために稼働を管理します
収入と支出のバランスを考慮します
管理者、職責者が中心となり取り組みます
- ③ 入居部門
特養の稼働を安定できるよう取り組みます
退居から入居までの期間を短縮できるよう取り組みます
- ④ 在宅部門
デイサービスセンター木の実の土曜日開所と定員5名増を目指します。

デイサービスセンターくりこまの里Ⅱ型の稼働を改善します

⑤職員の確保と育成

適切な人員配置を検討し、早急に補充ができるように取り組みます

職員育成のため新しいキャリアパスを作ります

給与改定の準備をすすめます

⑥2023年度までに休止事業の再開を目指し、人員確保と各拠点での討議と準備を進めます。

【目標利益】

宮城野の里 2千万 ・ 風の音 ▲2千万 ・ くりこまの里 1千万

田子のまち ±0 ・ サテライト史 ▲1千万

障がい事業

【情勢】

2021年度障害福祉サービス等報酬改定が実施されました。児童部門ではより専門的支援が求められ専門職を配置した場合に評価され加算される仕組みとなりました。その中で、放課後等デイサービスでは基本報酬が下げられ、有資格者配置の加算を取ることで報酬を上げる必要があります。就労支援事業では、施設外就労の加算がなくなりました。

全国的に障害福祉サービス事業所は年々増加しています。事業所数が増えた結果、公費負担も増大しているとして厚生労働省は、各地域の障害福祉計画に添った事業所数に調整させる「総量規制」が行われようとしています。公費負担を減らす目的で障害福祉サービス事業所の数を制限するということは、地域での生活を望んでいる当事者の方たちが行き場を失ってしまうということになります。

当事者の方々が住み慣れた地域で生活できるように、制度動向を注視しながら、事業運営や運動に取り組んでいきます。

【2021年度の総括】

児童部門は、2021年度4月から職員体制が変わり、職員間で相談しながら子どもたちの支援にあたってきました。職員会議も定期的に行い、てとて全職員が参加し、部門を超えてお互いの状況が分かる取り組みや学習に取り組んできました。

経営面では、就労継続支援B型では登録者が24名になり、90%近い稼働となっており、工房歩歩は70%近い稼働が維持され、就労部門は安定した運営ができています。児童部門は厳しい状況が続いており経営対策会議を行っています。特に児童発達支援では、4月からの登録者が少なく30%の稼働でのスタートとなりました。その後、保健師への働きかけや併用利用者の積極的な受け入れをすすめ、登録者を増やすことができました。しかし稼働にはまだ結びついていないので、引き続き登録者獲得をすすめていきます。放課後等デイサービスでは、稼働が安定しない状況があるので、利用できる日を保護者に伝えて利用を増やす

取り組みを行いました。しかし、児童発達支援管理責任者が配置できず減収になっています。来年度は配置加算が取れるような職員体制の構築を行います。

【重点課題】

- ① 職員が、法人理念、民医連綱領を学び実践できるように、計画的に学習に取り組み、法人理念、民医連綱領に基づいた支援を行います。
- ② 地域における福祉の拠点として、各事業所の運営を行います。
- ③ 就労部門は引き続き稼働を維持できるように取り組みます。児童部門は、登録者を増やして稼働を上げ、安定した経営を目指します
- ④ 障がい事業全体での利益目標±0円を目指します
- ⑤ 障害福祉の情勢や地域の状況に目を向け、関係団体とも連携し、運動に取り組んでいきます。

法人運営

【情勢】

2020年通常国会にて社会福祉法が改正され、社会福祉連携推進法人制度が創設され、2022年度から実施されます。具体的業務として、地域共生社会実現に向けた連携支援、災害対応にかかる連携体制の整備、福祉人材への対応、資金の貸付業務などがあります。

人材不足や社会保障費の圧縮による福祉法人の経営難を、社会福祉法人間での支え合いを進め、法人間の統合・大規模化により経営効率をもたらそうとする狙いがあります。地域の生活課題を主体的に担う住民の取り組みを補完する役割を担わせようとする点に、本来の狙いがあります。

この間進められてきた社会福祉法人改革の中で理事会や評議員会の役割の変更の他、法人本部が担う役割が増大しています。また、事業の多角化・大規模化に伴い、その指導・援助、管理機構は人事・苦情対応・経営指導など、多面的に必要なようになってきています。また、労働法や会計制度、各事業制度の度重なる改変などの法的整備においても管理部門が担う役割は増大しており、本部事務局は組織の要の役割を果たしています。

【今年度の総括】

理事会・評議員会を含む役員会議、管理者会議や事務担当者会議などを行い、管理運営の強化を図ってきました。一方で、本部の体制は現在大きく不足し、各事業所の管理体制も不足しています。採用・育成・配置に関して議論を進めてきました。

採用活動・事業活動などあらゆる面で情報の提供や方針の作成と実施状況の確認など、法人運営に求められる役割は大変重要ですが、体制上の課題・育成の遅れから十分な機能を有しているとは言えない現状です。

県連や法人の役割も一部の管理者が役割を担ってきましたが、役員・管理者を中心に県連・全日本民医連の諸活動への自覚的結集を進める必要もあります。

【重点課題】

1. 管理者研修（年3回）・中間管理者研修（年2回）の実施、初任管理者研修を実施します。
2. 事務担当者会議と事務員の研修・育成、今後の採用と配置についての計画を持ちます。
3. 全管理者が県連・法人の中で事業活動・育成・運動の担当を担い、法人運営の強化と自覚的に運動に結集し発展させます。
4. 各部門・事業所の経営・運営状況の集約、中長期経営計画に基づいた進捗管理を進め、必要な援助・指導を行います。

高齢者福祉施設 「宮城野の里」

2021年度は介護報酬の改定がありました。科学的介護推進体制加算や感染・災害時の業務継続計画（BCP）作成が義務化されるなど、施設運営に大きくかわる改定となりました。計画的に研修や訓練を実施し、日ごろから緊急時に備えていきます。

新型コロナウイルスへの感染対策を重点課題として取り組み、入居者、職員へのワクチン接種を行いました。引き続き感染対策を徹底し、BCPやマニュアル等の整備をすすめていきます。

宮城野の里が開所して22年目を迎えます。次期管理者や職責者など職員育成に取り組み、これからも地域のニーズに応えられるようサービスの質を高め、地域に貢献できる施設運営を目指します。

1. 目標

- ①利用者様、入居者様の望む生活を支えます。
- ②地域に貢献できる施設を目指します。
- ③誰も必要なサービスを安心して受けられるよう、社会保障運動に取り組みます。
- ④安定した経営を目指します。
- ⑤ケアの質を高め、安定したサービス提供に努めます。

2. 具体的な取り組み

- ①各部署、委員会で事業計画に沿い、具体的に取り組みを実践します。
- ②田子のまちと協同で地域活動へ参加し、地域のニーズに応えられるよう取り組みます。
- ③職責者が中心となり職員研修をすすめ、ケアの質を高めます。
- ④社会保障委員会、職責者を中心に、情勢学習を行い社会保障運動へ取り組みます。
- ⑤職責者、事務部門を中心に、職員が経営に参画できるようすすめます。
- ⑥BCPやマニュアルを整備し緊急時に備えます。
- ⑦法令を遵守します。

【福田町デイサービスセンター I】

1. 目標

- ①新型コロナウイルス感染症対策に取り組み、利用者様お一人おひとりが「ここに来て良かった」と安心して利用ができ、満足度を高める活動に取り組めるデイサービスを目指します。
- ②利用者様の心身の健康と安全を守るケアを目指し、“気付く”ことを大事にします。
- ③目標稼働率 90%（実人数 88 名以上目標）

2. 具体的取り組み

①に対して

- ・感染症対策に取り組み、利用者様が個々に選択できる活動の充実を図り、生活意欲の維持・向上に向けて取り組みます。
- ・科学的介護加算の取り組みを具体化するために、利用者様が、どのようなニーズを持っているか職員間で共有し、実践に向けて取り組みます。

②に対して

- ・普段のご様子と違う点はないかを常に意識した見守り、ケアを提供します。
- ・利用者様のおかれている立場や状況、気持ちを想像したケアを実践します。
- ・事故を防止するために、安全に過ごせる環境整備と事故の可能性を予測できるような視点を身につけます。
- ・チーム全員で、ヒヤリハット、事故発生等に対し、なぜ起きてしまったのかを考える力を身につけ、具体的な対策を導き出していきます。

③に対して

- ・1日利用平均 27 名以上、新規利用者月 5 名以上を目指します。
- ・稼働を上げる事と利用者様の満足度を高める事は必要不可欠である事から、職員それぞれの役割をしっかりと発揮し、介護職員は、利用者様の満足度を高める為の具体的な活動への取り組みをし、生活相談員は、外部事業者への発信（FAX, 電話連絡等）をこまめに続け、信頼していただける関係を築き、多くの方に選んでもらえる事業所になれるよう、チーム一丸となって、利用者獲得に向けて取り組みます。

3. ①年間行事計画

月	行事	会議学習内容	予算
4	お花見	理念学習・通所介護とは	5,000 円
5		ケアプランと個別援助計画について	5,000 円
6		緊急時の対応（事故発生時の対応）	5,000 円
7	家族懇談会	食中毒予防・感染症対策	5,000 円
8		倫理・法令順守・個人情報保護	5,000 円
9	感謝の会	身体拘束・虐待防止について	30,000 円
10		認知症ケア①	5,000 円
11		認知症ケア②	5,000 円

12	忘年会	緊急時の対応・感染症対策	10,000 円
1		認知症ケア③	5,000 円
2	節分/家族懇談会	認知症ケア④	5,000 円
3	ひなまつり	認知症ケア⑤	5,000 円

②研修

認知症実践者研修（ⅠⅡ共有）	2名	3,500×2名分=7,000 円
認知症リーダー研修（ⅠⅡ共有）	1名	10,000 円

- ③その他 クラブ活動の実施「フラワーアレンジメント教室」月1回の開催
月 3000 円/年間 36000 円 （実費：利用者一人 500 円徴収）

【福田町デイサービスセンターⅡ】

1. 目標

- ① 新型コロナウイルス感染症対策に取り組み、「自分らしく 安心して 暮らし続けられる居場所」となるように、居心地の良い雰囲気作り、利用者様個々に応じた対応を行ないます。
- ② 専門性ある認知症ケアを実践して、利用者様の認知症状進行の予防や緩和に努めます。
- ③ ご家族様、介護支援専門員、包括と協力し地域の各事業者との連携を図り、地域資源との繋がりを保ちながら、信頼され評判の高いデイサービスを目指します。
- ④ 目標稼働率 70% （実人数 25 名目標）

2. 具体的取り組み

①に対して

- ・感染症対策に取り組み、設え・環境整備においては、利用者様個々に応じた空間を作ります。
- ・利用者様のご様子について情報共有する為に、日々の申し送りの仕組みを整えて実践します。
- ・体調変化に早期に気づける為に、表情や行動、些細な仕草の変化の観察、午前・午後 2 回のバイタルチェックを実施します。

②に対して

- ・専門性ある認知症ケアを実践する為に、毎月学習会を行ない、認知症の理解を深めます。
- ・チーム全員で利用者様、ご家族様の背景を知り、理解を深め、自宅での暮らしの状況を把握し、情報収集に努め、分析・計画してケアの統一を図ります。
- ・内部研修・外部研修へ積極的に参加します。

③に対して

- ・認知症ケアについての知識や介護方法等、ご家族様へアドバイスをします。

・居室内介助、衣類預かりと洗濯サービス、短時間利用等、その他の利用者様、ご家族様のニーズに合わせた柔軟な対応を目指します。

・ご家族様の気分転換と情報共有の場となるように、家族懇談会を年2回以上開催します。

・提供しているサービス内容等を明らかにし、地域に開かれたデイサービスとなるように、運営推進会議を年2回開催します。

・連絡帳には、その日の活動内容や表情等の変化を詳しく伝えて、ご家族様の安心に繋がります。

・毎月広報誌を発行して、ご家族様や介護支援専門員等の各関係者に、利用者様のご様子、魅力ある活動のご様子、認知症ケアの取り組みの紹介、事業所のセールスポイント等を伝えます。

お試し利用の際は、満足のいく一日を過ごして頂ける様に準備して、利用につながるように努めます。

① に対して

・1日利用平均8.4名以上、新規利用者月1名以上を目指します。

3. ①年間行事計画

月	行事	会議学習内容	予算
4	お花見・誕生会	理念学習・通所介護とは	5,000円
5	春の運動会・誕生会	ケアプランと個別援助計画について	5,000円
6	お散歩・誕生会	緊急時の対応（事故発生時の対応）	5,000円
7	流しゼリー・誕生会 第1回家族懇談会・運営推進会議	食中毒予防・感染症対策	5,000円
8	夏祭り・誕生会	倫理・法令順守・個人情報の保護	5,000円
9	敬老会・誕生会	身体拘束・虐待防止について	5,000円
10	芋煮会・誕生会	認知症ケア①	5,000円
11	紅葉狩り・誕生会	認知症ケア②	5,000円
12	忘年会・誕生会	緊急時の対応・感染症対策	5,000円
1	初詣・誕生会	認知症ケア③	5,000円
2	節分・誕生会 第2回家族懇談会・運営推進会議	認知症ケア④	5,000円 5,000円
3	ひな祭り・誕生会	認知症ケア⑤	5,000円

②研修

認知症実践者研修（ⅠⅡ共有）	2名	3,500×2名分=7,000円
認知症リーダー研修（ⅠⅡ共有）	1名	10,000円

【短期入所生活介護施設福田町】

1. 目標

- ①目配り・気配り・心配りをより一層意識し、利用者様に寄り添った対応を実践していきます
- ②介助方法や声掛けといった利用者様への対応や 1 日を通しての時間の使い方等で当たり前のようになっていることを見直します
- ③目標稼働率 97%

2. 具体的取組み

①について

- ・目配り：体調不良や転倒予防を意識した見守りや観察だけではなく、利用者様の視線や動作から心身の状態を考え、予測していきます。
- ・気配り：目を配り気付いたことや利用者様が求めていることを想像して、声掛け・対応していきます。対応したことは職員の共通認識にしていきます。
- ・心配り：利用者様の立場に立って、置かれている状況や気持ちを考え、気持ちよく過ごしていただけるよう話し合い、行動します。
- ・私の気持ちシートの作成を継続し、毎月 2 人の利用者様に焦点をあてて理解を深めてケアにつなげます。

②について

- ・接遇や声掛けについての学習を通して、自分たちの対応を振り返り、今後どのような声掛けをしていくべきかを検討し、実践につなげていきます。
- ・自分たちの対応や声掛けは常に利用者様に見られていることを改めて意識して、行動していきます。
- ・話を聴く技術を身につけ、対応していきます。
- ・認知症についての学習を継続し、事例検討を行い、実際の場面で利用者様の混乱や不安に寄り添った対応ができるようにしていきます。
- ・介護技術を改めて確認する時間をつくと共に、学習を通して技術の向上を図ります。
- ・利用者様と関わる時間がさらにつくれるよう、直接的な介護以外の業務内容や時間の見直しをします。

③について

- ・安定した稼働となるよう、居宅介護支援事業所との連絡を密にとっていきながら、空床案内については、現在利用されていない事業所にも積極的に情報提供していくようにします。
- ・ご希望日の利用が難しい場合でも他の日程を提案してみる等の利用につながるような案内をしていきます。
- ・毎月定期的にご利用していただける新規の利用者様を 1～2 名獲得していきます。

- ・長期的にご利用いただける利用者様を月に3~4名確保できるようにします。
- ・田子のまち入所のご希望の方は田子のまちと連携し、長期的なご利用に確実につなげていくようにします。

3. 年間計画

①行事

月	行事	予算
4	お花見	おやつ：5,000円
5	おやつ作り	材料費：5,000円
6	おやつ作り	材料費：5,000円
7	夏祭り	花火・おやつ：10,000円
8	流しそうめん	
9	敬老会	記念品：15,000円
10	カラオケ大会	
11	カラオケ大会	
12	忘年会	利用者様へのプレゼント：10,000円
1	新年会	材料費：5,000円
2	節分	材料費：5,000円
3	ひな祭り	おやつ：5,000円

②学習

月	会議学習内容
5	接遇・コミュニケーション
6	倫理・法令遵守・個人情報の保護
7	食中毒予防・まん延防止
8	身体拘束
9	2022年度上半期振り返り
10	非常災害時対応
11	事故発生予防・再発防止
12	感染症予防・まん延防止
1	2022年度総括・次年度計画

※接遇・声掛け、認知症の学習は1年通して行います

③外部研修

認知症実践者研修 1名 3万円

【ケアハウス宮城野の里】

1、目標

- ① 自立して、安心できる生活を送れるよう支援します
- ② ご本人、ご家族の意向に沿い、ケアハウスで生活が継続できるような仕組みづくりに取り組みます

1. 具体的な取り組み

①について

- ・朝の健康観察を継続しお一人おひとりの心身の状況を把握することで、体調の変化に気づき対応します。
- ・対話の機会を確保し、変化や悩み、困りごとを把握し早期に対応します。
- ・各居室の環境整備について、ケアマネジャーや本人、ご家族と相談し、暮らしやすい環境を整えます。共用部では、プライバシーに配慮できるような空間を整備します。
- ・介護予防に組み、体操や楽しみのある行事、サークル活動を継続的に行っていきます。

②について

- ・介護保険で対応が難しい支援について、ケアハウス独自のサービスを明確化し、独自の有料サービスについて検討します。

3、年間計画

月	行事	予算	学習会
4月	お花見散歩、介護予防体操		利用料算定について
5月	介護予防体操		身体拘束防止
6月	懇談会、介護予防体操		食中毒予防
7月	介護予防体操		熱中症予防
8月	介護予防体操		虐待防止
9月	敬老会 介護予防体操	米寿 2 名の方へ記念品 6,600 円 (3,300 円×2) 飲み物代 5,000 円	行方不明者捜索 誤嚥防止
10月	懇談会、秋のドライブ 介護予防体操		感染症予防対策
11月	芋煮会、介護予防体操		
12月	介護予防体操		
1月	新年会、介護予防体操	30,000 円	
2月	豆まき、懇談会 介護予防体操	3,000 円	
3月	雛まつり会 介護予防体操		

【居宅介護支援 宮城野の里】

- ① 目標
2. ご利用者・ご家族、各関係機関、地域の方々も「安心」「信頼」できるケアマネジメントを提供します。
3. 請求件数は、介護 150 件/月、予防 20 件/月を目指します。
- 2、具体的な取り組み
- ① 法令遵守…恒常的に遵守できるよう、ルール・マニュアルの整備と研修を実施します。
- ② 記録整備…加算取得や減算回避、所内情報共有、考えの整理・見える化の為、内容・方法を研究し、誰でも適正な記録をリアルタイムで書ける仕組みを作ります。
- ③ アセスメント能力の向上…ケアマネジメントの質の向上の為、各職員が自ら積極的に研鑽を重ねるとともに、他のケアマネジャーと知識や経験の交流を行います。
- ④ 公正・中立の立場の堅持…ご利用者の利益を最優先に、サービス事業所に関する情報収集・情報提供・選定時の理由説明などを懇切丁寧に行います。
- ⑤ 説明責任の完遂…合意・同意を形成できるよう、研修・訓練により各職員の説明力の向上を図ると共に、相手の立場や理解度、場面に合わせた説明方法を研究します。
- ⑥ 相談援助技術の向上…基本に立ち返り、研修・自己覚知を深める機会を作ります。
- ⑦ 事故・苦情の防止…ヒヤリハット収集・分析と意向調査の実施により、事故・苦情防止及び満足度の向上を図ります。
- ⑧ 権利擁護・虐待防止…人権の擁護、虐待防止等の為、必要な体制の整備を行います。
- ⑨ 災害時対応…感染症や自然災害発生時も機能を維持できるよう BCP を整備します。
- ⑩ 困難ケースの受入…ケアマネジャー常勤換算 1 名当たりの担当数の上限を 35 名として余裕を持たせ、支援困難ケースを常時受け入れられる体制を確保します。
- ② 年間行事・研修等

時期	行事	場所
毎週木曜	定例会議・事例検討会	事務所
4 月	必須法定研修会	事務所
10 月	他法人と共同の事例検討会	リモート
12 月	育成面談・事業所自己評価・意向満足度調査	
2 月	介護支援専門員実務研修実習受入	事務所等
毎月	個人別研修	事務所等

研修代：更新Ⅱ22,400 円×2、主任ケアマネ 42,000 円×2、書籍購入費 20,000 円

【福田町地域包括支援センター】

1. 目標
- 地域の実情把握と関係機関との連携に努め「年を重ねても安心して暮らせる地域」を目指し、コロナ禍で包括に何ができるのかをチームで考え進めていきます。また、介護保険や総

合事業では、職員が専門職としての質を向上させ、利用者様がその方らしい生活が継続できるように支援していきます。

2. 具体的な取り組み

①早期の相談に結びつけるために

- ・相談先としての包括の周知をできる限り行います。
- ・相談の内容に応じて必要な介護予防プランや介護予防ケアマネジメントに繋げていきます。

②認知症の当事者や家族支援のために、また認知症の理解を地域に広めるために

- ・認知症カフェの開催を「認知症の人と地域を支える会」の人達とボランティアの方達と会場を替えて行います。
- ・「認知症の人と地域を支える会」を通して、地域密着型事業所等との連携を継続し、地域の繋がりを広げていきます
- ・認知症サポーター養成講座や介護予防教室を開催し、認知症の普及啓発を進めます。
- ・認知症ケアパスを見直し、地域への普及に努めます。

③地域の実情把握と地域における支え合いの体制作りのために

- ・可能な限り、地域活動や各関係団体の会議などに参加し、必要な場合には支援していきます。

- ・包括ケア会議は田子中学校地区、高砂中学校地区で2回開催します。

それぞれの会議が連動して地域づくりに向けて機能できるように努力します。

- ・地域ケア（個別）会議を開催し、個別の課題を地域への課題ととらえ、支援していきます。

- ・広報誌を年6回作成しPRに努め、包括の周知を行います。

④ケアマネ支援のために

- ・ケアマネ学習会を宮城野区の包括と合同で年3回の企画とケアマネカフェや研修会を高砂包括と合同で行います。

- ・支援困難事例に対して地域ケア（個別）会議を開催することで、支援の方向性の整理や多職種連携などケアマネ支援に繋がります。

⑤権利擁護の普及啓発のために

- ・年2回研修会を開催します。地域の方に多く参加してもらえる様な周知を行います。今年度はリモートでできる様な取り組みも行いたいと考えています。

- ・消費者被害についての啓発を行います。

⑥介護予防の普及啓発のために

- ・介護予防教室を年20回、会場を考慮して開催していきます。（コロナ感染症の流行の状況を見ながら）

- ・介護予防自主サークルや地域の運動教室の支援をしていきます。

⑦職員の質の向上のために

- ・専門職としての質向上とスキルアップに繋がる内容の研修に参加します。
- ・研修や会議を通して他の専門職の仕事を知ること、チームとしての質の向上を目指します。

⑧その他

- ・会議や委員会などの機会を通して、地域の状況や課題、地域の事業所の状況等を情報提供し、法人や施設と連携を図っていきます。

3. 年間計画と予算

①地域支援事業関係

	計 画	予算項目	金 額	
1	介護予防教室 年間 20 回	講師代 会場費 お茶・材料費等	21,000 円 8,000 円 35,000 円	1 回 31,429 円の実績加算あり。 (628,580 円)
2	包括圏域会議 年間 4 回	会場費 お茶・材料費等	5,000 円 10,000 円	1 回 10,000 円の実績加算があり (40,000 円)
3	地域ケア個別会議 年間 3 回	会場費	6,000 円	
4	認知症カフェ 年間 10 回	会場費 お茶・材料費等 講師謝礼	8,000 円 20,000 円 12,000 円	
5	権利擁護学習会 年間 2 回	会場費 講師代	4,000 円 24,000 円	
6	地域活動（健康教室・茶話会等）への支援	講師・お茶代等	20,000 円	
7	認知症の人と地域を支える 会年 2 回	お茶代、お菓子代	6,000 円	
8	ケアマネの集い	年会費 会場費・お茶代等	2,000 円 3,000 円	
		計	184,000 円	

②その他

9	全日本・仙台市包括協議会会費	35,000 円
10	病院訪問・研修等交通費	36,000 円

※主任ケアマネ更新研修（行う場合） 1 名 33,000 円

【食養】

① 目標

- 1、各事業所の利用者、入居者様に喜んでいただける食事作りを目指します。
- 2、安全で衛生的な職場環境を作ります。
- 3、コスト管理を徹底します。

2. 具体的な取り組み

- ① ケアハウスを住まいとされる入居者様に、メニューが日々新鮮に感じられるように、マンネリ化しないような目でも楽しめるような献立にします。
退院時には病院の管理栄養士と連絡を取り退院後の食事療養ができるようにします。
必要に応じて栄養相談の機会を設け、健康維持ができるよう支援します。
- ② デイサービスの利用者様には、その日の状態に合わせて、食形態の変更にも迅速に対応し、利用者様が安心して食事を召し上がる事で栄養状態の維持、向上、改善に繋がれるように対応します。
ご家族様には、食事の不安を少しでも解消できるように相談に応じ、適切な助言ができるように努めます。
- ③ ショートステイ利用者様には、家庭と同じような食生活で過ごせるように、利用者様に合わせた主食・食事形態の食事を提供します。
長期滞在利用の方には、食事摂取量などの情報を介護職員と共有し、低栄養などの疾病予防に努めます。
- ④ 利用者、入居者様に喜んでいただける行事食を、各事業所と協力して実施していく。
- ⑤ 配膳などの時に利用者・入居者様の食べているところに伺い、食事についての感想や食べたい料理などについてお聞きします。
- ⑥ 施設で食べる食事についての役割・意義について勉強会を行います。
- ⑦ 嚥下調整食の勉強会を行います。
- ⑧ 感染症の拡大や災害などに備えて備蓄品の見直しや、業務継続計画を立てておく。
- ⑨ 体調管理を行い食中毒の予防を徹底する。
- ⑩ 食材の納品時の温度管理と品質管理及び記録を徹底します。
- ⑪ 季節ごとに安価で新鮮な食材を購入し、季節感を感じられる食事の提供に心がけます。

十符・風の音/デイサービスセンター木の实/風の音サテライト史

2021年度も新型コロナウイルス感染症対策に明け暮れた1年となりました。入居者と家族、地域とのつながりも減少し、排他的な施設運営を余儀なくされたことを残念に思います。

2022年度については、ウィズコロナ時代を受け止め、感染対策を十分に行いながら、安全に楽しめることを模索し、入居者のQOL向上に努めていきたいと思えます。

長期入居部門では入居申込自体が減少し、特に要介護4、5の数が激減しています。日常生活継続支援加算取得の可否は収入に大きな影響を与えるため、その部分も考慮しつつ、空床期間を短縮できるようスムーズな入居調整を図ります。

短期入所、通所部門では利用者の施設入居が進み、在宅高齢者の減少が顕著であり、新規利用者獲得が課題となります。併設する居宅介護支援事業所もないことから、選ばれる施設になるため日々の丁寧な支援を心がけ「また行きたい」と思ってもらえるよう取り組みます。

各委員会活動では研修や指導教育といったものに注力し、職員全体の知識や技術の底上げを図りたいと思えます。施設職員が全体で集まることも憚られる昨今、研修開催方法も工夫し行う必要があります。各種制度が変わる度、施設に求められる事も多くなり業務も煩雑化しますが、施設が安定的に運営できるよう、今年度も法令を遵守し健全な施設運営に努めていきます。

1、目標

- ・基本理念を中心に、施設に関わる全ての方々にとって安心安全な場所をつくります。
- ・安定した施設経営を目指します。

2、具体的取組

- ①多部署で協力し、ご利用されている方々の健康維持に努めます。
- ②ヒヤリハットを活用し、重大事故を減らす取り組みを行います。
- ③各委員会によりマニュアルの見直しを図り、ケアの質向上や各対策に取り組みます。
- ④各部署予算達成のための検討を毎月行います。
- ⑤各種法令を遵守します。
- ⑥職員にとって働きやすい環境をつくるため業務や職場環境の改善に取り組みます。

3、目標稼働率

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
風の音長期	97.5	97.5	97.5	97.5	97.5	97.5	97.5	97.5	97.5	97.5	97.5	97.5
風の音短期	100.3	100.3	100.3	100.3	100.3	100.3	100.3	100.3	100.3	100.3	100.7	100.3
木の实	70.2	69.7	69.7	75.0	75.2	75.0	75.0	75.0	75.2	80.2	80.2	80.0
サテライト史	92.6	92.7	92.6	92.7	92.7	92.6	92.7	92.6	92.7	92.7	92.4	92.7

I 長期入居部門

【生活相談員】

1、目標

・空室期間を少なくします。

2、具体的取組

- ①入居申込者に対し迅速な実調を計画します。
- ②入居希望者・ご家族へ丁寧な説明を心掛けます。
- ③空室ユニットの状況を把握し、新規入居者を検討します。
- ④利府町地域福祉部の担当職員にも参加していただき、情報収集や助言を頂きます。
- ⑤生活相談員の研修に参加します。

【ケアマネジャー】

1、目標

・入居者の「在宅生活からの継続」を念頭に置き、自己決定が尊重されサービスの選択ができるような生活が送れるようなケアプランの作成に努めます。

・ターミナル期においては、ご家族が心残り無くご本人を送り出せる様に、医師のムンテラ開催や書類作成及び関係職員等による手厚い介護の実施、居室での面会が実現できる様に支援します。

2、具体的取組

- ①ケア記録や看護記録の確認を行い情報収集すると共に、介護職・看護師より口頭での確認を行います。また、ご家族とのやり取り等ケア記録に入力することで情報共有を図ります。
- ②サービス担当者会議開催のご案内時に、参加の有無や意向の確認を行いケアプランに反映をさせます。
- ③利用者の状況により、緊急でご家族との話し合いが必要な場合には関係部所参加による話し合いの場を随時に設けます。
- ④認知症や権利擁護、看取りケア等についての研修に参加し見識を広め業務に生かします。

【ユニットリーダー】

1、目標

・リーダー会議を報告の場だけとせず、各ユニットの情報共有、問題提起、意見交換をする場とします。

2、具体的取組

- ①リーダー会議を各ユニットが取り組んで良かったことや抱えている問題の共有する場、施設全体で改善しなければならない問題を話し合い解決する場とします。家族からの声や事故の対策などユニットで検討した内容を報告し今後に活かせる場にします。
- ②リーダー会議を、意見を言い合える場にします。

- ③職員へ新しい情報を伝えるため外部の研修へ参加し、リーダー会議やユニット会議内で内容の周知を行います。
- ④会議内で勉強会を開催します。
- ⑤各職員へ能力に合わせた助言や教育が出来るように情報の伝達、説明能力、判断力向上に努めます。

Ⅱ 短期入居部門

【生活相談員】

1、目標

- ・利用中の希望に耳を傾け、安心して泊まる事が出来る環境を作ります
- ・目標の稼働率を維持できるようにします

2、具体的取組み

- ①実調の際に家での過ごし方を細かく把握し、各部署に伝え、同じケアを提供できるようにします。
- ②ケアマネジャーに送る利用状況報告書の内容を見直し、写真を添付し、より様子が分かるものにしていきます。
- ③その方に合った環境整備を行い、事故防止に努めます。
- ④ヒヤリハットを有効に活用し、対策を立てます。
- ⑤本人・家族の希望に丁寧に対応します。
- ⑥個々の楽しみや、やりたい事を見出し寄り添ったケアを行います。

Ⅲ 通所介護部門

1、目標

- ・穏やかで落ち着いた時間や空間を提供して、利用者が自己実現を図ることが出来るようにケアを実践します。
- ・余暇支援、レクリエーション活動、機能訓練を重視して、利用者の身体機能が維持・向上できるように支援します。

2、具体的取組

- ①利用者の生活の質の向上と日常生活動作の維持や向上が出来るように、機能訓練や軽運動、余暇活動での生活リハビリに積極的に取り組みます。
- ②利用者のプライバシーを守りながら入浴介助や排泄介助を実践し、特に羞恥心への配慮を怠らず、安心感のあるケアの実現に向けて努力します。
- ③多職種との連携を密にした取り組みを行います。家族や担当ケアマネジャーと情報共有を行い、利用者の状態報告を怠らないようにします。利用者も家族も安心して利用できるように連絡帳での報告を充実させます。
- ④自事業所内においては、すべての職種で利用者の状態についてケース検討会や申し送り

の場で情報交換と共有を行い、利用者の支援に対する意思統一を図ります。

⑤介護事故を未然に防ぐようにヒヤリハット事例の検討会の開催や、転倒や誤嚥に対するリスクマネジメントの学習を積極的に行います。

⑥苦情が聞かれないサービス提供に努めることが重要ですが、万が一にも苦情が聞かれた場合は、その苦情を真摯に受け止めること、速やかな謝罪と改善方法を報告して再発の防止に繋げることに努力します。

IV 各部署

〔食養部門〕

1、目標

- ・入居者・利用者ひとりひとりの生活史に寄り添い、楽しめる食事・行事を提供します。
- ・コミュニケーションを取りながら、安全を意識し日々の業務を行います。

2、具体的取組

①サービス担当者会議や日々のミールラウンドで、多職種連携のもと意見交換を行いながらひとりひとりに合わせた食事を提供できるよう努めます。

②サービス担当者会議や面会等の場で家族とコミュニケーションを図り、入居者・利用者の嗜好やそれまでの食の歴史を把握し、楽しめる食事・行事の提供が行えるよう努めます。

③食養内で意見交換を行い、それぞれの意見を尊重し合いながら業務の改善に努めます。

3、行事予定

- ・食養部門会議（毎月）
- ・行事食（給食会社の献立に準ずる）

〔機能訓練指導員〕

1、目標

- ・機能訓練計画書を入居時及び、少なくとも3か月に1度、作成・説明を行います。

2、具体的取組

①機能訓練計画書作成時に困職員と入居者様の身体状況を確認・把握、評価を行い、今後の計画実施について、どのようにしていくか話し合い、入居者様の生活に合わせて行っていくように努めます。

②定期的に機能計画書を作成し、困職員と協力し、郵送説明、面会時の直接説明にて、ご家族に利用者様の状況をお伝えしていきます。

〔医務〕

1、目標

入居者、利用者が安心、安全、健康で暮らしていけるよう援助して行きます。

ご家族が医療上の事を相談しやすい環境を整えていきます。

2、具体的取組

- ①他職種とコミュニケーションをとり入居者、利用者の情報共有に取り組みます。
- ②嘱託医と連携を取り常に相談できる関係を築きます。
- ③入居者、利用者の状態変化時、事故などの時、ご家族へ十分な説明を行います。
- ④ご家族へ医療的アドバイスを行っていきます
- ⑤予防接種が円滑に行えるよう努めます。
- ⑥医務会議を定期的に行います
- ⑦緊急時対応ができるよう、少人数の救命講習を行います

〔LSA(ライフサポートアドバイザー)〕

1、目標

・町営住宅に住む高齢者世帯の方々に必要なサポートができるよう、利府町と連携を図ります。

① 具体的取組

- ①葉山シルバーハウジングとその他の利府町営住宅への訪問を行い、入居されている方の健康と生活状態を確認し、毎月利府町へ報告します。
- ②年4回、利府町都市整備課、保健福祉課、地域包括支援センターとのLSA定例会議に参加し情報共有を図ります。
- ③定例会議だけではなく、必要に応じて利府町に相談・情報共有を行なっていきます。
- ④様々な相談に対応できるよう、介護保険をはじめとする制度関係やインフォーマルな社会資源等の知識を高めます。
- ⑤訪問日に不在の方には、お便りを投函し、いつでも相談できるような環境を作ります。

〔ボランティアコーディネーター〕

1、目標

・入居者の生活が豊かになるようにします。

2、具体的取組

- ①窓越しで行事に参加できるような工夫をしていきたいと思えます。
- ②少人数での教室の開催等を行い、楽しみが見つけれられるようにしていきます。
- ③ボランティア委員会の中で、ボランティアについての勉強会を開催し、知識を深めていきます。

〔事務〕

1、目標

- ・利用者・職員・ご家族から信頼される事務職員を目指します。
- ・事務職員として必要な知識のスキルアップを図ります。

2、具体的取組

- ①経営状況について職責・リーダーに伝えて共有し、今後の経営方針についての検討・提案を行います。
- ②修繕情報等を共有し、少しでも早く対応します。必要に応じて他職種や本部とも情報共有します。
- ③施設の窓口として、接遇に気を付けた対応を行いません。
- ④ご家族からの問い合わせに対し素早く対応できるように、日々変化する情報の収集に努めます。
- ⑤オンライン研修や事務研修への参加等を含め、必要な知識を深めるように努めます。

V 風の音サテライト史

1、目標

- ・入居者、家族、職員の顔の見える関係を作ります。

2、具体的取組

- ①情報共有の方法を工夫しながら、家族とのかかわりを考えます。
- ②日頃の挨拶を行い、気持ちよく働ける職場作りを心がけます。
- ③入居者の状態に合わせ、職員配置を変更していきます。
- ④内部学習、外部学習を開催します。
- ⑤今だからできること、楽しめること、喜べることに取り組みます。

【ケアマネジャー】

1、目標

- ・現状と今後の生活について確認できる話合いの場を作ります

2、具体的取組

- ①必要時、嘱託医に相談しご家族との話し合いの場を作ります。
- ②話合いで使用する資料について、必要時わかりやすい物へ変更を行います。
- ③外部研修に参加し、ケアマネのスキル向上に努めます
- ④地域の関係機関、地域住民とのつながりを作り、困っているときの橋渡しが行えるようにします。

VII 年間計画一覧

	施設・地域	委員会	学習会	長期入居部門	短期入所部門 山吹	通所部門 木の実	サテライト史
4月	辞令交付 LSA定例打合せ	*各委員会月1回定期開催 *入居判定委員会随時開催 *事対:毎月車いす点検 安衛:職場巡回、腰痛予防ベルト配布 食中毒・感染症予防及びまん延防止検討委員会 事対:ベッド点検 防災計画委員会開催(年1回)	職責:法令遵守、職業倫理	お花見・ドライブ 茶話会・セレクト おやつ	母の日カーネーション飾り作成	お花見茶会	医務:医療について学習会 事故:車いす・ベッド清掃 感染:ベッドマット確認
5月	避難訓練①日中想定	安衛:職場巡回 事対:杖・歩行器点検 医務:入居者検診	職責:非常災害について① 非常災害対策訓練① 防災について	おやつ作り ピクニック 食事会・居酒屋 菖蒲湯	キャラクターポーチ作成	菖蒲湯 春の運動会	避難訓練・防災対策 事故:身体拘束学習会 感染:褥瘡予防学習会
6月		安衛:職場巡回 事対:手すり点検 社保:平和行進 広報:広報誌発行	感褥:食中毒について、感染症について	お好み焼き・たこ焼き 食事会 和菓子	色紙画作成	手作りおやつ	事故:車いす点検 感染:食中毒学習会
7月	前期職員健康診断 LSA定例打合せ	安衛:職場巡回 食中毒・感染症予防及びまん延対策委員会 事対:椅子・テーブル点検 社保:財政活動、原水禁壮行会	事故:事故対策①、身体拘束①	七夕 スイカ割 そうめん	お菓子作り	七夕	事故:高齢者虐待学習会 感染:浴室排水溝清掃
8月		安衛:職場巡回 事対:ナースコール点検 生活:マニュアル見直し 社保:原水禁世界大会	感褥:感染症の予防及びまん延防止のための訓練①	パフェ作り スイカ割 花火大会	花火大会	夏祭り	感染:吐物処理学習会
9月	全職会議 事業計画中間報告書作成	安衛:職場巡回 事対:ベッド点検 食養・生活:嗜好調査 社保:財政活動、原水禁報告会	安衛:ハラスメント防止 虐待防止について	敬老会	藍染体験	敬老を祝う会	防災学習 事故:車いす・ベッド清掃 感染:ベッドマット確認
10月	避難訓練②夜間想定 LSA定例打合せ	安衛:職場巡回 食中毒・感染症予防及びまん延対策委員会 事対:杖・歩行器点検 医務:胃ろう交換、入居者検診 広報:広報誌発行	職責:非常災害について② 非常災害対策訓練②	セレクトおやつ・芋煮会 たこ焼き お月見・ハロウィン	ハロウィンリース作成	秋の運動会	避難訓練 事故:身体拘束 廃止学習会 感染:インフルエンザ注意喚起
11月	職員面談 レットトライヘルス ストレスチェック インフルエンザ対策 開始 入居者胸部レントゲン撮影	安衛:職場巡回 事対:手すり点検 社保:福祉ウェア、財政活動 医務:インフルエンザ予防接種	感褥:感染症の予防及びまん延防止のための訓練②	リース作成 紅葉狩り 芋煮会 おやつパーティー	クリスマスストラップ作成	手作りおやつ	事故:車いす点検 感染:褥瘡予防学習会
12月	職員面談 レットトライヘルス	安衛:職場巡回 事対:椅子・テーブル点検 広報:広報誌発行	事身:事故対策②、身体拘束②	クリスマス会	クリスマス会	ゆず湯 クリスマス会 忘年会	ケア指針学習会
1月	後期職員健康診断 事業計画作成 LSA定例打合せ	安衛:職場巡回 食中毒・感染症予防及びまん延対策委員会 事対:ナースコール点検 リーダー:ユニット費作成 医務:救命救急講習会	職責:虐待防止について②	新年会 外注食 お鍋パーティー	お鍋パーティー	新年会	事故:リスクマネジメント学習会 感染:ベッドマット確認
2月	委員会編成 ユニット費交渉 利府町都市借受申請 利府町入札	安衛:職場巡回、セルフチェック 事対:ベッド点検 社保:財政活動	リーダー:認知症について	バレンタイン 節分	豆まき	節分 鬼退治豆まき	感染:浴室排水溝清掃
3月	全職会議 事業報告作成 LSA契約	安衛:職場巡回 事対:杖・歩行器点検 社保:ピクニックデー	医務:ターミナルケアについて	ひな祭り	ひな祭り	桃の節句 茶話会	職業倫理・法令遵守

事対:事故対策・身体拘束廃止検討委員会、安衛:安全衛生委員会、広報:広報・ボランティア委員会、感褥:感染予防・褥瘡対策委員会、社保:社会保障委員会

デイサービスセンター くりこまの里

2021年度は認知症対応型も再開しましたが稼働が不安定となり収入を確保に難航した1年となりました。2022年度は施設運営を再構築し経営の安定を図りたいと考えております。また、職員の確保と定着、職員の育成にも力をいれケアの質の向上を目指します。

消費税の増税や介護保険の改悪など、利用者を取り巻く環境はより厳しいものとなっています。地域の状況を踏まえて、他事業所とも連携し、社会保障の充実に向けての運動をすすめて、安心して暮らし続けられる地域社会を目指していきたくと思います。また、新型コロナウイルスの感染対策を強化していきます。

2022年度目標

- ① 施設運営を見直し、働き続けられる職場づくりをすすめます
 - ・職員一人一人が役割を持ち、生き生きと働ける職場づくりを目指します。
 - ・次期管理者、職責者を育成し安定した施設運営の基盤をつくりまします。
 - ・業務改善、職場環境の整備をすすめます。
 - ・職員を育成できる研修体系をつくりまします。
- ② 安定した経営を目指します
 - ・予算管理を徹底し、稼働率を追求します。
 - ・収支のバランスを考慮した施設運営をします。
 - ・職員と経営討議をする場をつくりまします。
- ③ サービスの質の向上を図ります
 - ・利用者が満足できるサービスを追求します。
 - ・利用者のニーズを把握し、様々な活動を考慮します。
 - ・積極的に研修に参加し、技術・知識の向上に努め、適切なケアを提供します。
- ④ 社会保障運動に取り組みます
 - ・社会情勢に目を向け、社会保障の充実のための運動に取り組みます。
- ⑤ 法令を遵守します

【デイサービスセンター I 型】

(ア)目標

- ・稼働率 90%を目指します
- ・利用者の自己選択、自己実現できるサービスを実践します。
- ・運動や活動を通じて、自然に集まる和みの空間を提供していきます。

2、具体的取り組み

- ・「活動計画」を利用者の皆様からご意見をお聞きしながら作成して実施していきます。

- ・リハビリ体操やラジオ体操に参加して頂きます。
- ・リズム体操等を取り入れ、楽しみながら身体を動かす機会を提供していきます。
- ・季節に合わせて様々な行事を計画します。

3、2022年度 活動予定表

4月：お花見ドライブ	10月：運動会／芋煮会
5月：花植え	11月：花植え
6月：新緑ドライブ	12月：クリスマス会／忘年会
7月：七夕	1月：新年会
8月：夏祭り	2月：節分／バレンタイン
9月：長寿を祝う会／お月見	3月：ひな祭り

【デイサービスセンターⅡ型】

(ア)目標

- ・稼働率 60%を目指します
- ・利用者の個性に合わせた対応を行ない安心して過ごせる環境をつくります。
- ・利用者の情報を収集・共有し、統一したケアをします。

2、具体的取組

- ・利用者一人一人と向き合い、興味や得意な事を引き出し個性に合わせた対応をします。
- ・利用者の情報を職員間で周知し、共有します。
- ・体操やゲーム、脳トレーニングを通し機能低下防止します。

3、2022年度活動予定

4月：お花見ドライブ	10月：運動会・紅葉ドライブ
5月：花植え	11月：花植え
6月：新緑ドライブ	12月：クリスマス会
7月：七夕会	1月：新年会
8月：夏祭り	2月：節分
9月：長寿を祝う会・お月見	3月：ひな祭り

【居宅介護支援事業所】

1、【目標】

- ・介護保険の改正点を熟知し、法令順守に努めます。
- ・ご利用者様、家族に適切なサービスの提案、情報提供を行い在宅生活の支援を行います。

2、【具体的取り組み】

- (ア)研修や会議を通し、介護保険情報を周知していきます。
- (イ)個別ニーズを支援できるよう、関係事業所との連携を強化します。

(ウ)ご利用者様、家族との信頼関係をつくり、在宅生活の支援者として適切な業務遂行を行います。

(エ)事業所内、併設施設との協力体制を強化していきます。

3、【2022年度 業務予定表】

4月：居宅会議 緊急時連絡先一覧の更新 包括支援センター委託契約書締結	10月：居宅会議 緊急時連絡先一覧の更新 認知症の研修（社内研修）
5月：居宅会議	11月：居宅会議
6月：居宅会議 栗駒・鶯沢地区CM連絡会 虐待の研修（社内研修）	12月：居宅会議、 栗駒・鶯沢地区CM連絡会 介護サービス情報開示 介護支援専門員倫理綱領研修（社内）
7月：居宅会議	1月：居宅会議
8月：居宅会議 プライバシー保護の研修（社内研修）	2月：居宅会議 虐待の研修（社内研修）
9月：居宅会議、 栗駒・鶯沢地区CM連絡会 特定事業所集中減算提出	3月：居宅会議、 栗駒・鶯沢地区CM連絡会 特定事業所集中減算提出

上記のほか、各種研修会参加予定

介護老人福祉施設 田子のまち

新型コロナウイルスは感染拡大を繰り返し、県内の各施設でもクラスター発生しています。普段の行動自粛を呼び掛け、引き続き感染対策を最優先課題としますが、学校・保育所等での感染も見られ、職員が濃厚接触者となり勤務が出来ない事態になることも考えられます。入居事業は業務継続が必要となり、生活継続のために感染対策と万が一業務に影響が出る体制になった場合の対応について協議を急ぎます。

新型コロナウイルス発生後も、当施設ではいち早く面会の再開やオンライン面会にも取り組んできました。また、ユニット内の行事や活動、施設内部での行事にも取り組んでいます。引き続き、田子のまちで過ごせてよかったと思えるような支援を追求します。

今期は職員の定着が進み、安定した体制となってきています。チーム内の関係性作りに努力し、働きやすく定着し・チームでよいケアをすすめる・その中で職員が成長する、という好循環を作るために努力します。介護実習生の受入も行うことが出来、担当職員を中心に各ユニットで援助をしました。実習生の受入で私たちの普段の援助の在り方も改めて意識されるなど、よい効果もありました。引き続き受け入れを行います。ミャンマーからの外国人技能実習生の受入を予定しておりますが、異文化から学び育ちあう職場づくりを進めます。

経営活動では今期は平均稼働率〇%を維持し、開所以来初めて 95%を超えることが出来ました。多くの申し込みと入居をして頂くことは、私たちのケア実践が評価をされていることでもあります。協力医療機関・医師との連携も関連法人であることも優位性があります。医療側との積極的連携を意識し、入居受け入れ・医療知識面の職員育成・新型コロナ感染対応学習など、総合的に取り組みを進めます。

また、法人の中長期計画に基づくと、今後5年間の必要利益は各年約4百万円となっています。必要利益は資金を減らさずに修繕等を行い、事業を継続させるために必要な利益目標です。今期は修繕も立て込み、空調の修繕へ3年計画を持ちました。短期入所を閉鎖して6年になりますが、必要利益を達成するには再開等を視野に入れて事業活動を進める必要があります。経営状況を職員と共有し、加算の取得・費用の削減など、職員に依拠した経営改善を進めていきます。

法人・施設理念を職員自身が深め、実践や活動に活かすことや、社会情勢を学び家族の背景に寄り添うことが出来る職員育成も進めます。社会保障運動に取り組むことは、私たちの事業所の大きな特徴の1つです。補足給付の縮小などによる家族の影響や困難に寄り添い、制度課題を福祉の現場から発信していく社会的役割として社会保障運動を進めます。

【特別養護老人ホーム（長期）】

1、2021年度目標

- ① 感染症予防の徹底を図り、万が一に備えBCPの策定・研修に取り組みます。
- ② 職員のメンタルヘルスケアに取り組みます。
- ③ 感染症予防に留意しながら、入居者様おひとりおひとりの“あなたらしく”に寄り添い、その方らしい暮らしが継続できるようなケアを追求します。暮らしの中に潤いが生まれるよう取り組みます。
- ④ 稼働率 年間平均96.25%以上を目指します。経営状況の共有を職員で行い、全職員参加の経営を目指し、経営改善を進めます。
- ⑤ 職員の育成・研修制度の充実に取り組みます。
- ⑥ 働きやすくよりよいケアを進めることが出来るチーム作りを進めます。
- ⑦ 法人理念・施設理念を深め、社会保障運動に取り組みます。
- ⑧ 法人の中長期計画に沿い、事業活動を進めます。

2、2021年度取り組み

- ① 感染症について、国、自治体等からの情報を基に対応していきます。感染症発生時のBCPを職員全体で共有します。災害対策委員会を立ち上げ、マニュアルの見直しや研修・訓練等に取り組みます。
- ② 新入職員は3か月後に1度、職員は年1回の面談の他、必要時、面談や相談を行いながら職員が心身ともに健康で働き続けられるようにします。
- ③ 入居者おひとりおひとりの意向、要望に寄り添いケアを行います。事故防止に努め、発生時には要因の検討と対応に真摯に取り組みます。
- ④ 目標稼働率の達成に向け、退居後、次の入居までの流れがスムーズに進むよう、多職種協同で取り組みます。加算の取得や経費削減など、職員で取り組みます。
- ⑤ 法人のキャリアパス制度の検討と合わせて研修制度を確立します。感染予防に努め開催方法を工夫しながら、職員が参加できるような各種学習会を行います。現場の取り組みを共有し、事例からの相互に学び合える研修も取り入れます。
- ⑥ 職員の関係性がよりよいケアに繋がります。チーム作りも業務の一環として位置づけ、職責者やリーダーの役割も深め、よりよい関係づくりも研修の中に位置づけ取り組みます。
- ⑦ 社会情勢を把握し、社会保障運動への参加を推進します。
- ⑧ 将来を見据え、これからの中間管理者やリーダーの育成、修繕を計画的に実行できる必要利益の確保へ向けた取り組みを、法人の中長期計画に沿って取り組みます。

【医務】

① 2022年度目標

- ① 感染対策を周知徹底します。
- ② 多職種と協力し、医療的な側面から入居者様の生活を支援していきます。
- ③ 安心・安全な医療の提供へ取り組みます。

② 2022年度取り組み

- (ア)感染対策の周知徹底を感染症対策委員会と協力し行います。
- (イ)看護師がユニット会議へ参加し、多職種との意見交換の場を増やし、情報共有に努めます。
- (ウ)配薬準備、臨時薬準備、配薬を配薬マニュアルにそって確実に行います。
- (エ)協力機関や嘱託医と連携し、円滑に必要な医療の提供ができるようにします。
- (オ)月1回医務会議を行います。医務会議の検討事項を会議前にメンバーに伝え、会議では参加者全員が意見を言えるように準備します。

③ 予算・購入物の予定

フレンドリーフロー（ボンベ用ダイヤル式酸素流量計）減圧弁（ナット式）
1個 17,323円

【食養】

● 2022年度目標

- (ア)入居者様の食べる喜びを大切にしたい美味しい食事を提供します。
- (イ)入居者様それぞれの状態に合った適正な栄養管理をします。
- (ウ)衛生管理を徹底し、食中毒を防止します。
- (エ)職員同士のコミュニケーションを図り、正確で効率の良い業務を行います。

● 2022年度取り組み

1. 入居者様の食事状況や嗜好の把握ができるよう、ミールラウンドを行います。
2. より質の高い栄養マネジメントを行う為、他職種との連携を図り、入居者様の情報共有をします。
3. 委託業者と良好な関係性を構築し、入居者様の食生活を支える為の連携を図ります。
4. 食養会議を月1回開催し、作業工程見直しの検討と衛生管理等の学習会を行います。
5. 非常食は常時15食分（5日分）を確保するよう努め、計画的に払出しや補充を行います。

● 予算・購入物の予定

- ・業務用消耗品等
- ・非常食の購入（払出し後の補充分）

【事務】

1. 2022年度目標

- ④ 的確な経営状況の把握と予算管理に努めます。
- ⑤ 施設の環境整備に努めます。
- ⑥ 社会保障運動を推進します。
- ⑦ 民医連綱領と民医連の介護・福祉の理念について学びを深めます。

2. 2022年度取り組み

- 2. 経営分析力を高め、毎月の経営報告を改善します。
- 3. 施設内の修繕・清掃・整理整頓を計画的に進めます。
- 4. 社保委員会と協力し、署名活動・財政活動の進め方を工夫します。
- 5. 民医連学習ブックレットの勉強会（本部朝会）へ参加します。

3. 予算・購入物の予定

- ① 施設内窓ガラス清掃：196,000円（1回）
- ② カーペット清掃：41,000円（1回）
- ③ 草刈り業務委託：150,000円（1回）
- ④ 事務室金庫修理：83,160円

【施設ケアマネジャー】

1. 2022年度目標

- ① 入居者様やご家族の想いを汲み取り多職種との情報共有・連携をしながら、現状を守るだけでなく、楽しみや喜びが一つでも増やせるようなケアプランを作成していきます。
- ② ユニット職員も含めてご家族とのやりとりをこまめに行い、情報交換や信頼関係を深めながら、安心して田子のまちで過ごせるように支援します。

2. 2022年度取り組み

- 2. ケアマネ会議の中での入居者の情報共有・検討や業務の進捗状況を把握するだけでなく、適宜業務の進捗状況を確認できるツール（進捗確認表、支援ノート等）を活用しながらお互いにサポートし合える体制を整えます。
- 3. 電話以外にもメールや手紙等を活用し、ご家族との情報共有を行います。
- 4. 介護支援専門員研修会へ参加します。タイムリーな情報収集をし、ケアマネジメントについての学びを深めます。
- 5. 毎月第2火曜の定例のサービス担当者会議、入居者様の状態に合わせた担当者会議、毎月1回のケアマネ会議を開催します。

3. 予算・購入物の予定

なし

乳銀杏保育園

2022年度、乳銀杏保育園の経営を次の計画ですすめていきます。

1. 事業規模

(1) 入所児童数 定員 120名 在籍児童 121名

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
0歳	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
1歳	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
2歳	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22
3歳	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22
4歳	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21
5歳	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24
合計	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121

・3歳児クラスで2名、4.5歳児クラスで各1名 計4名の障害児を受け入れます。

(2) クラス編成

	児童数	担任数		児童数	担任数
ひよこ(0歳児)	6	2	ちゅうりっぷ(3歳児)	22(障2)	2+パート
あひる(0歳児)	6	2	たんぼぼ(4歳児)	21(障1)	1
みかん(1歳児)	10	2	すみれ(5歳児)	24(障1)	2
りんご(1歳児)	10	2	うさぎ(一時保育)	休止	
いちご(2歳児)	11	2			
さくらんぼ(2歳児)	11	2			

(3) 職員体制

	園長	保育士	栄養士	調理員	看護師	事務	用務	合計
正規職員	1	20	1					22
臨時職員		1						1
パート職員		11		3	1	1	2	18
合計	1	32	1	3	1	1	2	41

・6月より正規職員(保育士)1名、7月よりパート職員(保育士)1名産休予定

*嘱託医：永井小児科医院 宮城野歯科

(4) 業務分担

職種	業務内容
園長	園全体の管理運営・統括・会計責任者
主任保育士	保育全般の把握及び指導、業務管理、保護者支援
クラス担任保育士	クラス保育業務及び指導計画の立案・記録等の事務
フリー保育士	保育士の休暇等の代替としての保育業務
特別支援担当保育士	障がい児等の保育業務及び指導計画の立案・記録等の事務
延長保育担当保育士	朝夕の延長保育時間帯の保育業務
一時保育担当保育士	一時預かり保育業務及び記録等の事務
休日保育担当保育士	休日保育業務及び記録等の事務
看護師	児童の健康管理・保健指導
栄養士	給食全般に関する業務(献立の立案・調理・食育活動)
調理員	給食調理・給食室清掃業務
事務員	事務全般に関する業務(出納業務・経理・総務・その他の事務)
用務員	環境整備・清掃・下膳等

* 休日保育は、通常保育と兼務するパート職員及び常勤職員があたります。

* 特別支援保育の実施のため、3歳児クラス担当、4・5歳児クラス担当の保育士を配置します。

* 保育士配置では、3歳児クラス担任及びフリー保育士をパート職員で配置します。また、一時預かり事業については、人材確保ができるまで休止します。

(5) 保育事業内容

- ① 基本的運営は、公定価格に基づいた委託費と各種補助金・利用料（延長保育・主食副食代・一時預かり・休日保育）によります。
- ② 特別保育事業は、乳児保育・特別支援保育のほか、延長保育・一時預かり・休日保育事業を行います。4月現在休止している一時預かり事業については、適切な人材確保を進め、事業の再開に努めます。

事業名	内容	備考
延長保育事業	月平均利用 20 名程度	18:00～19:00 の 1 時間延長 利用料 3,000 円
休日保育事業	1 日平均利用 10 名	実施予定 70 日間
特別支援保育事業	4 名 (3 歳 2 名 4 歳 1 名 5 歳 1 名)	
乳児保育事業	0 歳児 12 名 (4/1 時点)	

(6) 設備・環境

- ① 保育活動に必要な教材や環境を整えます。

②児童の安全と健康を守るために必要な設備や環境の整備をします。

③園舎の改築に向けて、計画的に設備や環境整備を進めます。

2. 保育内容

(1) 保育目標と主な行事

- ・児童憲章・子どもの権利条約の精神に則り、児童福祉法及び保育所保育指針に基づいて、子どもの人権を尊重し、子どもの最善の利益を考慮し、心身の健やかな育ちを保障するように取り組みます。
- ・安心できる保育者との信頼関係を土台に、「寝る・食べる・遊ぶ」などの基本的な生活を大事にし、豊かな遊びと人とかかわりを通して、人格の基礎である自我を育て、仲間と共に育ちあい、豊かな知的興味と感性をもった子どもに育つように取り組みます。

【保育理念】

- ・子どもの人権を尊重し、子どもの最善の利益を追求する保育を行ないます
- ・保育を通してどの子にも「豊かな自我」と「人とかかわる力」「仲間と連帯する力」を育てます

【保育目標】“めざす子ども像”

- | | |
|-------------------------------|---------------------|
| 1. 健康な子ども | 4. よく見つめる子ども |
| 2. 自分の考えを表現し、力いっぱい取り組める子ども | 5. 生命を大事にする子ども |
| 3. 仲間と一緒にいることを喜び、力を合わせていける子ども | 6. 美しいものを美しいと感じる子ども |

【行事予定】

月	主な行事	月	主な行事
4月	入園式 園児健診 歯科検診	10月	運動会 5歳児自然観察
5月	遠足ごっこ	11月	焼き芋大会 園児健診
6月		12月	クリスマス子ども会 クリスマス [＊] イキング [＊]
7月	夏祭り ほうねん座公演	1月	もちつき
8月	5歳児夏のお楽しみ会 4歳児夕涼み会	2月	豆まき お店屋さんごっこ
9月	お月見	3月	ひな祭り 卒園式 修了式

*クラス懇談会を年2~3回行います。*避難訓練・幼児組誕生会を毎月実施します。

*地域活動として「あそぼう会」の実施や宮城野児童館の未就学児向け企画に連携して取り組みます

(2) 開園日・開園時間

◎開園日：月曜日～土曜日

- ・日曜・祝日及び12月29・30・31日 1月3日は休日保育を実施

◎開園時間：月曜日～金曜日7時00分～19時00分 土曜日7時00分～18時00分

- ・保育標準時間7時00分～18時00分 保育短時間8時30分～16時30分
- ・1時間延長保育18時00分～19時00分 土曜日の延長保育は実施しません

(3) 保育方針

【保育方針】

- ①子どもを主人公にする保育を追求します
- ②保護者の子育ての思いに共感し支え、共に子育てをしていきます
- ③子どもと子育てにやさしいまちづくりに参加します

- ①子ども一人ひとりが健康で安全に過ごせるように、日々の健康状態を観察し、快適に生活できるようにします。健康管理として年2回の健康診断と年1回の歯科検診を行います。看護師と連携して衛生管理と感染症の予防に努めます。子どもたちの発達に応じて、手洗い、うがい、歯磨きなどの習慣が定着するよう指導していきます。
- ②子どもの発達を十分に理解し、年齢毎の遊びや課題別の活動を充実させます。日々の遊びや活動の積み重ねを行事の取り組みにつなげ、子どもたちが喜びや達成感を得られるようにしていきます。
- ③子どもの内面を深くとらえ丁寧にかかわる保育を通して、豊かな自我を育て、どの子どもも安心して自分を表現し、気持ちよく生活できるようにします。
- ④年齢発達に応じた少人数活動やグループ活動に取り組み、大人との愛着関係を土台に、仲間とのかかわりの中で育ちあえるようにします。
- ⑤特別支援保育の対象は3歳児2名4歳児1名5歳児1名 計4名となります。発達への援助とともに、クラスの仲間と育ちあう関係づくりを大切にしていきます。また、発達に困難を抱え配慮が必要な子どもたちについても、職員の子ども理解を深めながら、方針を持って働きかけていけるようにします。
- ⑥給食職員と連携しながら、食べる喜びを育てる食育活動に取り組んでいきます。
- ⑦職員皆で子どもを見ていく視点に立ち、日常的に子どもの姿を伝え合うことを大切にしています。

(4) 安全管理

- ①子どもたちの安全を守るために、毎年全職員でマニュアルの確認をし、新人には実践的な研修を行います。事故報告やヒヤリハット事例の共有、KYT(危険予知トレーニング)の実施などを通し、安全に対する意識を常に持てるようにします。
- ②東日本大震災の経験を職員間で共有し、さまざまな時間帯や想定での避難訓練を計画し実施していきます。日常的な落下や転倒防止対策、火災予防対策と同時に、災害時の対応や備蓄品の確認を行います。
- ③不審者対応訓練を年2回実施し、状況を判断し子どもたちを守るための適切な対応ができるようにします。また土曜・休日保育時の安全確保のために、玄関施錠などの対策を実施します。

3. 保護者支援と連携

- ①保護者の生活実態や仕事の状況などの理解に努め、保護者の子育ての思いに寄り添い、より良い子育てができるように支援していきます。また、社会的問題である貧困や格差などについて、保育所として役割を果たしていきます。
- ②保護者参加の行事やクラス懇談会や保育参加・個人面談などの実施を通して、保育園を理解してもらい信頼関係をつくとともに、保護者同士が子育ての楽しさを共有できるようにしていきます。また保護者会や親父の会と協力して行事に取り組みます。
- ③行事後や年度末に保護者アンケートを実施し、保護者の思いや保育園への評価を把握して、保育園運営に生かしていきます。保護者の意見や要望には、誠実に対応し、保護者が、安心して子どもを託すことができるように、改善に努めます。
- ④一時預かり事業や休日保育事業の実施、児童館と連携した「あそぼう会」の取り組みを通して、地域の子育て支援の役割を果たしていきます。

4. 職員の研修と評価

- ①学習を通して、保育所保育指針についての理解を深めるとともに、法人理念・保育理念・保育方針に基づいた保育を系統的に行うための、「全体的な計画」や具体的な遊びや活動についての保育計画の見直しや検討を進めていきます。
- ②クラス会議や年齢パート会議で、年齢毎の発達の特徴や、遊びや活動の面白さを学びながら実践できるようにしていきます。子ども理解を深め「子どもを主人公にする保育」を追求し、「自我の育ち」と「仲間の中で育ちあう関係づくり」を大切に実践が積み重ねられるようにしていきます。
- ③職員一人ひとりが個性を生かしながら、保護者や地域に保育園の子どもたちの様子や保育のねらいや内容をわかりやすく伝えていけるように、保護者対応やおたよりなどの書き方についての研修に取り組みます。
- ④園内外の研修にどの職員も参加できるよう計画し、一人ひとりが意識的に研修に取り組み、復命により全職員の学びにつなげるようにします。
- ⑤全職員での実践検討や保護者アンケートなどによる保育園の自己評価と、キャリアパスに基づいた職員の自己評価を行い、よりよい保育ができるようにしていきます。
- ⑥キャリアパスに基づいた役割分担と研修を行い、自分の課題や目標を意識しながら、園の中で力を発揮できるようにしていきます。また、職員一人ひとりが自分の成長を感じられるような、あたたかい職場環境づくりに努めます。
- ⑦パート職員と管理部との月1回の会議を実施し、全体職員会議の報告や研修を行い、共通理解を深め、連携して保育を行えるようにしていきます。

5. 小学校や地域との連携

- ①どの子ども、就学後も自信をもって自分の力を発揮できるように、全年齢を通して系統的に

保育を行い、就学への期待と見通しを持てるような活動に取り組みます。

- ②就学に向けて、幼・保・小連絡会や「保育所児童保育要録」の送付などを通して、小学校との連携を行い、子どもの育ちの連続性がつくれるように努めます。また必要に応じて児童館との連携を行います。
- ③小学校の「町探検」や中学校の「職場体験」を受け入れ、地域の学校との関係づくりに努めます。
- ④行事などを通して町内会との交流を行い、地域の方々との関係づくりに努めます。
- ⑤「あそぼう会」や園見学や育児相談への対応を通して、地域の子育て支援の役割を果たしていきます。特に「あそぼう会」については、園の保育をアピールし利用希望者を募る意味でも重要ととらえ、近隣児童館などとも連携しながら内容を充実させ、参加者増を目指していきます。

6. 今年度の重点事項

- ①研修や会議での学習や職員間で日常的に子ども姿を伝え合うことを通して、子ども理解を深め「子どもを主人公にする保育」を追求し、「自我の育ち」と「仲間の中で育ちあう関係づくり」を大切に実践が積み重ねられるようにしていきます。年齢発達に応じ系統的に取り組むことができるように、具体的な遊びや活動についての保育計画の検討を進めます。
- ②マニュアルの研修と共に、事故報告やヒヤリハット事例の共有、KYT(危険予知トレーニング)の実施などを通し、子どもの安全に対する意識を高め、園全体でけがや事故のない保育をめざします。
- ③保護者との信頼関係を築くために、日常の保育の様子や保育園で大切にしていることをわかりやすく伝える工夫をしていきます。また、保護者の意見や要望には、誠実に対応し、保護者が、安心して子どもを託すことができるように努めます。
- ④職員一人ひとりが、健康でいきいきと働き続けられるような職場環境をつくっていくために、互いに尊重し合い、十分なコミュニケーションが取れるようにしていきます。また、経験や立場に応じた役割分担と、集団的な討議による運営を意識して取り組みます。
- ⑤子どもを守る保育者として、社会情勢に目を向け、平和で誰もが安心して生活していくことができる社会をめざし、職場全体で社会保障運動に取り組みます。

柳生もりの子保育園

2022年度、柳生もりの子保育園での保育所経営を次の計画で進めていきます。

1、事業規模

(1) 入所児童

今年度は以下の入所数を受け入れていきます。

年齢	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
0歳	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	144
1歳	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	216
2歳	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	252
3歳	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	276
4歳	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	276
5歳	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	276
合計	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	1440

(2) 職員体制

今年度から主任2名を配置し、副主任保育士1名と新たな4名の管理部体制で運営を行います。120名定員の保育運営をより見通せるよう強化するとともに職員育成にも力を入れて行いたいと思います。保育士、管理栄養士、正規保育士、臨時保育士、パート保育士で職員体制を整えて運営します。クラス配置は、正規保育士と臨時保育士またパート保育士を組み合わせた8クラスを編成します。その指導体制については、保育業務全体の指導を主任が統括し、主任、副主任と専門リーダーと協力しながら管理部全体で指導を行います。未満児パートと幼児組パートにクラスリーダーを配置し、パートごと協力しながら運営します。

	保育士	栄養士	調理員	看護師	園長	事務・用務	合計
正規職員	15	1			1		17
臨時職員	4						4
パート 7h			1				1
パート 6h	1					1	2
パート 5h			1				1
パート 4h	4		2	1			7
パート 3h~3.5h	3					2	5
合計	27	1	4	1	1	3	37

上記の他に嘱託内科医師1名、歯科医師1名

(3) 保育事業内容

- 1、基本的運営は公定価格収入、補助金収入、利用料収入によります。利用料収入は1時間（18時15分～19時15分）の延長保育と幼児組の年間主食代と紙おむつ処理料がはいります。今年度の特別支援保育は、3歳児1名と4歳児2名5歳児2名で合計5名の保育を行います。その他、各クラスに配慮を必要とするこどもも複数いるなか正規職員を配置し、保育の発展や安全を図れるような配置と配慮を考え計画します。
- 2、特別保育事業は、乳児保育12名、特別支援保育5名、延長保育10名程度の利用で行ないます。

(4) 職員の業務分担と役割

職員の業務分担

- 1、園児の担当する保育士を定め、8クラスで日々の保育を展開します。
- 2、園長は主任の助けを借り総括的指揮をとります。今年度から主任保育士が2名体制を取り、業務分担を行い、副主任と専門リーダーと連携し、園全体の保育に目を配る意識と各クラスの保育に目を配れるように指導していきます。主任は保育内容等保育全般を把握し、職員間や保護者との関係が円滑なものになるよう配慮します。日々業務管理は主任保育士が行います。
- 3、会計は事務員が担当し、園長が責任者となり、法人本部の指導管理のもと収入の管理をおこないます。管理事務全般は事務員の補助を受けながら園長が行い、保育所運営全般の事務に責任を持ち、計画的に執行できるよう努めていきます。
- 4、食育に関して、管理栄養士が中心となり、給食担当者と協力して安心・安全な日々の給食を作ります。また保育士と連携し園全体として方針を持ち、取り組みます。
- 5、日々の保健業務は、主に看護師が行います。園長・保育士と連携して行ない、保健教育も保育士と協力して行います。感染症流行を防ぐために日々の衛生管理と子どもへの手洗い指導も行います。また、保護者への相談・指導にもあたり、保護者への感染症の流行拡大防止に向けた協力を呼びかけます。
- 6、園長、主任が園舎や園庭の環境整備に気を配り、用務担当職員の力を借りて清掃・美化・安全管理に努めます。
- ⑦ 新型コロナウイルス感染予防対策について、自治体・保健所・法人と協議し、常に現在の感染状況を見据えながら関係機関と連携を図り、施設運営が維持できるよう努力していきます。

(5) 設備・環境・保育材料

- ① 120名に必要な備品を揃えます。行事に必要な物品や教材・玩具等を揃えます。前年度に年齢別保育士と教材検討を行い副主任がまとめを行いました。次年度1年間の必要教材を分けて計画的に教材・玩具の購入予定を計画し、計画した時期に購入して

保育に活用できるよう行います。また、給食関係費については、管理栄養士と相談し、購入計画に基づき、整備していきます。

- ② 野菜の栽培を保育と連動して計画し、環境美化も行ないます。仙台市の一食検査を利用しながら子どもの食材への安全を確認し進めます。
- 3、開園 18 年間目を迎えます。大型遊具の整備や補修、その他の設備における不具合や故障、設備のメンテナンスなど日々の設備環境維持に対応できるように対応していきます。
- 4、NPO法人きらきら発電・市民共同発電から寄付を受けた太陽光設置発電を点検し、運用を行います。

2. 保育内容

(1) 保育目標と主な行事

- ① 児童憲章・権利条約および児童福祉法、また、保育所保育指針に基づき、法人の理念やこれまで保育園で大事にしてきたことを加えたカリキュラム作成を整備し、子どもの最善の利益を守り、子ども達の心身の健やかな育ちを保障するようにとりくみます。しっかりした自我を持ち、仲間と共に育ちあい、健康でしなやかな体、豊かな知的興味と感性を持った子どもを育てます。そのために、「食べる・寝る・遊ぶ」などの基本的な生活を大事にし、あたたかい人との関わりを保育の中心にすえます。

② 行事予定

- *入園式、運動会、クリスマス子ども会、卒園式等の行事は、子ども達の成長を保護者と共に喜び合える場になれるよう運営を検討しながら行います。
- *コロナ禍のなかで、保育園内での活動を協議し、夏まつりウィーク、遠足ごっこなど、子ども達と職員で楽しめる行事を工夫し行います。
- *月例行事は、感染対策を行いながら幼児組・未満児誕生会、避難訓練（様々は時間と職員体制で実施）
- *年 2 回（4～6 月・12～1 月）8 クラスの懇談会や 3 歳以上児が例年行うクラスクッキングは感染状況を見ながら検討し、行います。
- *今年度も感染リスクを予防するため、地域交流「あそぼう会」や「お年寄りとの交流会」は見合わせます

(2) 保育対象

- *生後 8 週（産休あけ）から就学前まで行います。

(3) 保育時間

- *父母の労働時間の多様化に対応するために、7 時 15 分から 18 時 15 分までの 11 時間の標準認定時間と 8 時 30 分～16 時 30 分の 8 時間の短時間認定時間を開所時間とします。その後、18 時 15 分～19 時 15 分までの 1 時間の延長保育を行います。

(4) 保育方針

- ① 一人一人が健康で安全に過ごせるように、手洗いをこまめに行い、日々の健康状態を観察し、快適に生活できるようにします。健康管理として年2回の健康診断と年1回の歯科検診を行います。感染症の広がりをできるだけ最小限にするように、衛生管理に努め看護師から子どもの手洗いやうがいなど保健指導を行ないます。また、虫歯予防のため子どもたちへの指導にも努めます。
 - ② どの子どもも安全・安心に、保育園生活が楽しく、友達と関わりあって生活や活動していけるようにしていきます。配慮の必要な子どもが複数いる中で、その子ども理解を職員が深めながら、安全に生活できるよう職員全体で連携を図り保育を相談して取り組めるよう努めます。
 - ③ 子どもの発達を十分に理解し、年齢毎の遊びや課題別の活動を充実させ、行事を取り組み、職員間で日常的に子どもの姿を伝え合うことを大切にして進めていきます。
 - ④ 子どもの内面を捉えどの子どもも安心して自分を表現でき、気持ちよく生活できるように取り組みます。
 - ⑤ 年齢別保育を基礎にしながら、3歳以上児の異年齢保育では年間計画を作成しお互いに相手の思いに気づき、関わりあいを通じて温かい関係が生まれるよう保育を進めていきます。
- 7、 特別支援児童は、3歳児に1名、4歳児2名、5歳児2名（般枠からの移行2名加わる）、幼児組に合計5名の特別支援保育を行ないます。特別支援児童の発達への援助と共に、クラスの仲間と共に育ち合う保育ができるよう努めます。また、担任と管理部そして支援コーディネーターとも連携しながら日々の保育をつくり実践を積み重ねていきます。また、保護者に保育園での保育方針が伝わるよう定期的（年3回）に保護者向け計画表を作成し面談を行い、保護者と共に考え支えていくことを努力していきます。
- 8、 給食職員と保育士、用務職員など連携して、栽培、感染状況を見据えてクッキング保育など子どもたちに野菜の成長を実体験させ、仲間とともに調理して食べる喜びを育てる食育を取り組みます。
- ⑧ パート保育士と常勤職員との連携を引き継ぎノート等で連携を取りながら保育を行います。

(5) 保護者支援

- ① 年2回のクラス懇談会を計画し、子どもの成長を伝え合い保護者と共に子どもの育ち伝え、保護者と共感をつくることを大切にします。保育の様子が少しでも伝わるようプロジェクターなどで動画や写真を用いて、日々の子ども同士育ち合う姿を保護者に伝えていきます。また、懇談会に参加できない保護者や希望する保護者と個別面談を随時実施して共同の関係をつくれるようにしていきます。

- ② 保護者の困難に耳を傾け、必要な支援ができるように職員間で協議し対応を考えます。
- ③ 保護者の意見や要望、苦情には誠実に対応し、保護者が安心して子どもを託すことができるように改善に努めます。また、年度末に保護者向けアンケートを配布し、広く保護者の意見を聞き今後の保育園運営の参考にしていきます。
- ④ 保育の評価を保護者向けにまとめ、保育の自己評価を伝えます。

(6) 安全管理

- ① 安全管理マニュアルや事故から学んだ安全管理地図を全職員で確認し、子ども達の安全に万全を期します。過去の事件事例の原因を全体職員会議で伝え、再確認して事故防止に取り組みます。環境整備も機敏に行なえるよう用務員や業者と連携し努力して行います。
- ② 防火防災対策として避難訓練を毎月行うとともに、いろいろな保育時間と保育体制で実施し各自保育者が意識した対応ができるよう計画します。また、保護者向け緊急連絡について、安否確認システムを活用して連絡を行い、子どもの安全体制を整えていきます。
- ③ 不審者に備え北側電気錠の開錠の時間管理をきちんと行い、正面門は事務室から目を配り注意していきます。不審者情報を機敏に得ることや、園周辺への目配り、散歩時の不審者対策を職員で確認をして、避難訓練を行い職員が機敏に対応できるようにしていきます。
- ④ 怪我につながらぬよう、園庭や室内での玩具、絵本の片付け等を子どもたちと一緒にを行い、きれいな環境でしめくくるようにしていきます。

3、職員の研修と評価

- ① 職員全体で保育指針を学習し、またキャリアパスに基づき、職員に役職を任命し、一人ひとりの専門性を高め、保育園全体に目を配る保育士として自己研鑽できる研修をしていきます。
- ② 全体職員会議で短時間の保育学習を行い、その学習で各自が感想や大事にしたいと思ったことなど、自分の言葉で話す機会を作ります。
- ③ 園内研修、園外研修、法人研修に常勤職員が参加できるように計画します。また、自主研修として園内場面記録会や保育問題研究会への参加を呼びかけ、職員が自己研鑽に励む環境づくりを行ないます。
- ④ 自己評価と保育園としての評価については、保育実践の記録を検討して職員集団として共有していくことを大切にし、保育の質を高めていく視点で行なっていきます。また保育士の専門性として全般的な視野で自己評価ができるキャリアパスの自己評価シートで自己を振り返り次の保育につながるようにしていきます。
- ① コーディネーター研修を受けた職員が中心になりながら、特別支援児童保育や気になるこの保育など職員の相談支援を年3回計画し、保育に活かせるよう検討して保育を行い

ます。

- ② パート保育士とクラス保育や園の保育方針を理解して保育を進めていく視点を持つために、園長と短時間会議を行うよう年2回（春・冬）計画します。

4、小学校や地域との連携

- ① 就学に向ける保、幼、小の連絡会や児童要録の送付などを通して、小学校や児童館との連携を行い、子どもの育ちの連続性が作れるように努めます。
- ② 今年は、保育園を知ってもらうきっかけとして、保育園見学など丁寧な対応と保育園の特徴を知らせ、選ばれる保育園を目指していきます。

5、今年度の重点事項

- ① 全職員で、保育園で大事にしてきた子どもの自我の育ちと仲間の中で育ちあう温かい関係性のある保育について何でも話せるよう、職員同士で尊重し合う雰囲気づくりに努めます。また職員が自ら自分の保育を見つめ、子どもの育ちに願いをもって語れるような保育が意識できるよう、丁寧な指導と実践の追求を行います。
- ② コロナ禍 3年目のなか、子ども達の育ちで大切にしたいことや行事を見直し検討を行い、楽しい保育ができるよう職員と一緒に工夫していきます。
- ③ 職員同士、心を配り合って心身の健康管理を行い、職員一人一人が自己管理の意識を持って保育を行います。また、職員全体で子ども達のより良い保育を目指せるよう、学習する雰囲気づくりを中堅職員と共に作っていきたいと思います。

古川ももの木保育園

2022年度、古川ももの木保育園の保育園経営を、次の計画ですすめていきます。

1. 事業規模

(1) 入所児数

定員 90 名に対し 4 月は 104 名で出発し 8 クラスで行います

年齢	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
0歳	9	9	10	10	11	11	12	12	12	12	12	12	132
1歳	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	216
2歳	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	264
3歳	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	228
4歳	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	216
5歳	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	216
合計	104	104	105	105	106	106	107	107	107	107	107	107	1272

- ・ 4 月在園児 104 名でのスタート予定です。
- ・ 0 歳児は途中入園を受け入れながら 10 月で 12 名まで受け入れます。

(2) 職員体制

正規職員は、保育士 18 名、栄養士 1 名、事務員 1 名、園長の 20 名、パート職員は保育士 7 名・事務員 1 名・看護師 1 名・調理員 5 名・用務 1 名の計 15 名、総数 35 名体制で行います。他に嘱託医として内科医師・歯科医師各 1 名となります。

	保育士	栄養士	調理員	看護師	園長	事務.用務	合計
正規職員	18	1			1	1	21
臨時・契約職員							
パート 6.0H	1		2				3
パート 5.0H						2	2
パート 4.5H							1
パート 4.0H	5(延長 1)		2	1			8
パート 3.0H	1						1
パート 2.5H			1				1
合計	25	1	5	1	1	3	37

(3) 保育事業内容

- ① 基本的運営費は、公定価格に基づいた委託費収入と大崎市補助金収入、保護者からの利用料収入（延長保育利用料・3歳以上児副食費）になります。
- ② 特別保育事業は、延長保育・標準時間（1時間延長）短時間（2時間）、地域活動事業（世代間交流・遊ぼう会等）を実施します。

(4) 職員の業務分担と役割

- ① 園長は主任保育士と協力し、総括的指揮をとります。
主任保育士と副主任は協力して、保育内容等保育全般を把握し職員間の関係及び保護者との関係が円滑にすすむよう努めます。日々の業務管理は主任保育士が行い、クラスリーダーはクラス運営していく為に定期的にクラス会議等を計画し、職員間の連携、保育技術の向上に努め、より良い保育が出来るようにしていきます。
- ② 食育については、栄養士と協力し1年間を通して計画的に取り組みます。地産食材をいかした献立、伝統的な献立を取り入れ、安全・安心な給食に取り組みます。
- ③ 保健業務については、看護師は園長・主任と連携しながら園児の健康管理・保護者支援と体調不良児の対応を引き続き行います。年間を通して感染症の予防に努めます。
- ④ 会計事務については、事務担当者中心にスムーズな会計業務が行えるよう努めます。日常の事務全般についても、本部の指導のもと事務能力の向上に努めていきます。
- ⑤ 保育室・園庭・遊具等の安全や環境整備は、用務職員と管理部が協力して維持管理や整備に努めていきます。

(5) 設備・環境・保育材料について

- ① 保育や行事に必要な設備の充実と教材・玩具の購入を計画的にすすめ、発達に応じた使い方、設定、環境づくりに引き続き努めます。
- ② 19年目を迎えるにあたり、園児用椅子の入れかえなどを計画的に進め、園内の安全対策と環境整備を引き続き行います。
- ③ 園庭の安全点検を心がけていきます。散歩コースについては安全確認を行い、さらに、散歩先では遊ぶ前に職員が見回り安全確認したうえで遊びます。

2. 保育内容

(1) 保育目標と主な行事

- ① 児童憲章及・子どもの権利条約の精神のもと、子どもの最善の利益を守り、子どもたちの心身の健やかな育ちを保障するように児童福祉法及び保育指針を重視していきます。各年齢に沿った活動を通して、しっかりとした自我を持ち仲間と共に育ち合い、豊かな知的興味と感性を育てていきます。

② 行事予定

月	主な行事	月	主な行事
4月	入園式・父母懇談会・内科健診	10月	運動会・総合避難訓練・内科健診
5月	子どもの日祭り.	11月	収穫祭
6月	総合避難訓練・歯科検診	12月	クリスマス会・餅つき会
7月	夏まつり	1月	歯科検診・文化鑑賞(ほうねん座)・父母懇談会
8月	保育参加	2月	節分豆まき会・父母懇談会・育児講座
9月	5歳児お泊り会(泊まらない)・保育参加 ・秋の遠足(3歳児)(4歳児)	3月	ひな祭り会・卒園式・修了・進級式

月例行事・誕生会・避難訓練 地域のコロナ感染状況を鑑み計画を進めていきます

(2) 保育対象

生後8週の産休明けから就学前まで保育を行います。

(3) 保育時間

保護者の労働時間の多様化に対応し、7時から19時までの開所時間とします。保育標準時間の家庭は7時から18時までを通常保育とし18時から19時までの延長保育を行います。短時間保育の家庭は8時から16時までを通常保育とし午前7時から8時を早朝保育、16時から18時までを延長保育とします。土曜保育については7時から18時までとします。

(4) 保育方針

- ① コロナ感染拡大予防対策として、日々の手洗い・うがい・保育室の換気・加湿(冬期)・消毒・検温を行うなど年間を通し衛生管理に引き続き取り組みます。
一人ひとりが健康で安全・安心に過ごせるように、日々の健康状態を観察し年齢に応じた適切な養護と衛生管理に努めます。健康管理として、年2回の内科健診と歯科検診を行います。
- ② 子どもの思いや気持ちを丁寧にくみ取ることで、子ども一人ひとりが安心して自分を表現し、子ども自身が主体となる生活づくりを大事にしていきます。
- ③ 職員一人ひとりが子どもの発達を十分に理解し、職員同士見通しをもって保育に当たります。また、子どもの姿を捉えながら各年齢ごとの活動や遊びを充実させます。
- ④ クラス懇談会や育児講座、保育参加、親子参加行事を通して、保護者同士がつながれるような場や学び合える場を工夫していきます。(感染症予防に努めながら)
- ⑤ 1年間の見通しをもちながら保育士が中心となり、栄養士と協力しながら栽培活動や食育指導(衛生に配慮しながら)を進め、職員全体で取り組んでいきます。

(5) 安全管理

- ① 今年度も職員が安全管理マニュアルを理解し、保護者の協力や理解を得ながら事故防止に取り組みます。また、定期的に環境整備点検に努めます。
- ② 災害対策として、月1回の避難訓練と年1回の不審者対策訓練、水害時の訓練、年2回の総合避難訓練を、消防署や古川民主病院の協力で行い災害時の避難の仕方や瞬時の判断ができる力を身につけていきます。また、年1回(6月)備蓄倉庫の点検を行います。
- ③ 不審者対策のため、保育中や散歩中の対応について職員間で共通理解をもち、子どもの安全を第一に考えて行動できるようにしていきます。
- ④ 職員間の伝え合いを大切にしながら子どもたちが安全・安心に過ごせるようにしていきます。また、「アクシデント報告」を活用し全職員で検討する事を大切にしておくことで、職員一人ひとりの危機管理能力を高めていきます。

3. 保護者との連携・支援

- ① 職員間の情報共有を密にし、保護者の思いに寄り添いながら保護者と子どもとの安定した関係をはかるため職員全体で考えていくことを大事にしていきます。
- ② コロナ禍でもしっかりと保護者同士が繋がって関係を深めていけるように、感染症対策をとりながら年2回の父母懇談会を実施します。1回目はクラスの年間計画や保育内容を保護者と共に共通理解し、2回目は1年間の成長した子どもの姿をみんなできらび合う場としていきます。地域の感染状況をみながら乳児部を中心に保育参加(保育参観)も実施していき、懇談会や保育参加(保育参観)を通して保護者への理解を深め、連携がはかれるようにしていきます。
- ③ コロナ禍だからこそその保護者の背景を踏まえつつ、保護者と子どもとの関わり方や子育てについての知識を伝えていきます。
- ④ 育児講座を年1回行い就学に向けて保護者と学びあいます。
- ⑤ 関係機関と連携しながら支援の必要な家庭の情報を共有し園全体で支えていきます。

4. 職員の研修と評価

- ① 法人理念に基づいた保育や、子どもの人権を大切にする保育とはどういう事かを、職員全体で学んでいきます。日々の実践の中で学びを生かせるよう場面記録を活用していきます。また、園内研修を充実させていきます。
- ② 子どもの主体性を大切にするために各年齢ごとの発達の特徴を学び子どもの理解を確かなものにしていく学習を行います。
- ③ キャリアパスに従い法人・園外の研修を重視し一人でも多くの職員が研修に参加し、資質向上に努めていきます。

- ④ 自己評価シートを活用し、職員一人ひとりが自分の保育を振り返り、資質向上に努めていきます。また、職員同士がお互いを認め合える場を設け信頼関係を深めていきます。
- ⑤ 園全体の仕事の理解と職員集団の中での不安や悩みを解消して安心して働けるようにOJTの研修を行います。
- ⑥ 保育制度、社会保障などの情勢について積極的に学び、社保委員を中心に学習を位置づけ運動していきます。

5. 小学校や地域との連携

- ① 地域のコロナ感染拡大状況を鑑み、2021年度はできなかった、園・地域の行事や、老人施設との交流などを通して地域のみなさんと関係を深めていきます。
- ② 地域のコロナ感染拡大状況を見ながら、就学に向けての保・幼・小連絡会や要録の伝え合いのなかで小学校との連携をとり、子どもの育ちの連続性がはかれるようにアプローチカリキュラムを活用していきます。
- ③ 保育実習生の受け入れや中高生の職場体験の受け入れなどを通し保育園の役割を広く伝えていくことに貢献していきます。

6. 今年度の重点事項

- 1、「伝え合う保育とは」を今年度のテーマと決め全職員で深めていきます。
- 2、「場面記録」を今年度も活用しながら、配慮を必要とする子の育ちを職員全体で積極的に討議をします。その際どの職員も自分の意見を発言しやすいような雰囲気配慮をします。また、中堅職員が中心になり内容が深まるように進め保育に活かせるようにします。
- 3、コロナ禍で職員同士のコミュニケーションが取りにくくなっているため、管理部と中堅職員が協力し合って何でも話せる場を意識して作っていきます。そして、生き生きと働き続けられる職場作りを目指します。

下馬みどり保育園

2022年度、下馬みどり保育園の保育園経営を次の計画ですすめていきます。

1 事業規模

1、入所児童数 定員60名

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
0歳	6	6	6	6	7	7	9	9	9	9	9	9
1歳	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
2歳	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
3歳	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13
4歳	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
5歳	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
合計	67	67	67	67	68	68	70	70	70	70	70	70

- ・4月在園児数67名でのスタートで、最終的には70名の在籍を目指します。
- ・4歳児は途中入園の希望を出しつつ希望者がいたら1名まで受け入れます。
- ・0歳児は途中入園を受け入れながら10月から9名まで受け入れます。そのための人員は4月から確保しています。

2、職員体制

	園長	保育士	栄養士	調理員	看護師	事務員	用務員	合計
正規職員	1	13	1					15
パート6H		1		1	1	1		4
パート4H		1						1
パート3H		1					2	3
パート(不定期)				1(6H)				1
パート2H(派遣)		1						1
合計	1	16	1	2	1	1	2	25
嘱託医	内科	坂総合病院小児科		1	歯科	こう歯科医院		2

- ・8月からの0歳児受け入れのために1名多い体制となっています。
- ・4月から病休取得予定者1名、育休復帰者1名
- ・早番は常勤職員のシフトで延長保育はパート職員、派遣職員にも入ってもらい体制を整えます。
- ・新入職員、転勤者が多いので、計画的に研修を行い業務ができるように取り組みます。

(3) 保育事業内容

- ① 基本的運営は公定価格に基づいた給付金と多賀城市補助金・利用料（延長保育料金、病後児保育料金、給食費）収入によります。
- ② 特別保育事業として乳児保育、障害児保育のほか、延長保育、病後児保育事業を行います。病後児保育については、年間 50 名の利用を目指して保育施設や小児科等への営業活動に取り組んでいきます。

(4) 職員の業務分担と役割

① クラス担当保育士

クラス名	年齢	児童数	保育士数	備考
ひよこ組	0 歳児	9	3	4 月は 6 名、10 月から 9 名
つばめ組	1 歳児	12	2	
はと組	2 歳児	12	2	
ひばり組	3 歳児	13	1	
はくちょう組	4, 5 歳児	24	3 (内障害児担当 1)	4 歳児 9 名 (障害児 1 名) 5 歳児 15 名 (障害児 1 名)
合 計		70	11	

② その他の職員の業務

職種	人数	業務内容
園長	1	園全般の管理運営・統括・会計責任者
主任保育士	1	保育全般の把握及び指導・業務管理・園長、副園長補佐
クラス担任保育士	10	クラス保育業務及び指導計画の立案・記録等の事務
フリー保育士	3	保育士の休暇等の代替えとしての保育業務
障害児担当保育士	1	障害児等の保育業務及び指導計画の立案・記録等の事務
延長保育担当保育士	2	延長保育時間帯の保育業務
看護師	1	病後児保育・児童の健康管理・保健指導
栄養士	1	給食全般に関する業務(献立の立案・調理・食育活動)
調理員	1	給食調理・給食室清掃
事務員	1	事務全般(会計出納・その他の事務)
用務員	2	環境整備・清掃・下膳等
不定期職員(調理員)	1	栄養士又は調理員が不在時に勤務
合 計	25	

(5) 設備・環境

- ① 保育活動に必要な教材や環境を整えます。
- ② 児童の安全と健康を守るために必要な設備や環境の整備をします。(屋上防水修繕、午睡時の面積確保のための仕切：ホールにカーテンレールの設置、カーテンの購入、つばめ組トイレの扉の設置)
- ③ 園庭の定期的な整備と、今後の改善計画を検討しながら環境整備を進めます。

2 保育内容

(1) 保育目標と主な行事

- ・児童憲章・子どもの権利条約の精神に則り、児童福祉法及び保育所保育指針に基づいて、子どもの人権を尊重し、子どもの最善の利益を考慮し、心身の健やかな育ちを保障するように取り組みます。
- ・安心できる保育者との信頼関係を土台に、「寝る・食べる・遊ぶ」などの基本的な生活を大事にし、豊かな遊びと人とのかかわりを通して、人格の基礎である自我を育て、仲間と共に育ちあい、豊かな知的関心と感性をもった子どもに育つように取り組みます。

年間行事予定

月	主な行事	月	主な行事
4月	進級式・入園式	10月	運動会・内科健診・歯科健診 ほうねん座鑑賞
5月	遠足・内科健診・歯科健診 クラス懇談会	11月	焼き芋会・大きい魚をさばく
6月	交通安全教室・クラス懇談会	12月	クリスマス会
7月	夏まつり	1月	もちつき会・クラス懇談会
8月	お泊り保育	2月	豆まき・交通安全教室
9月	交通安全教室	3月	ひな祭り会・卒園式・修了式

*上記の他、誕生日会と避難訓練を毎月行います。

*地域活動を年6回行います。

(2) 保育対象

生後8週(産休明けから)就学前まで保育します。

(3) 保育時間

午前7時から午後6時までを標準保育時間とします。その後午後7時までの1時間の延長保育を行います。(土曜日は延長保育を実施しません。)午前9時から午後5時までの時間までを短時間保育時間とします。

(4) 保育方針

- ① 子ども一人ひとりが健康で安全に過ごせるように、日々の健康状態を把握し、必要な配慮ができるようにしていきます。嘱託医による年2回の内科健康診断と歯科検診を実施します。感染症対策は看護師とクラス担任が連携し年間を通して取り組み、子どもの発達に応じて手洗い、うがいの習慣が身につくよう指導していきます。職員それぞれが、清潔で快適な保育環境を作っていけるようにします。
- ② 散歩・外遊びなどを積極的に計画し、安全に十分気を付けながら子どもの健康な体づくりをめざしていきます。
- ③ 子どもの発達を十分に理解し、年齢毎の遊びや課題別の活動を充実させます。日々の遊びや活動の積み重ねを行事の取り組みにつなげ、子どもたちが喜びや達成感を得られるようにしていきます。日常的に子どもの姿を伝えあい職員間の情報共有をしていきます。
- ④ 子どもの思いに寄り添いながら、どの子も安心して自分を表現でき、気持ちよく生活できるようにしていきます。また自信をもって仲間とともに育ちあえるようにします。
- ⑤ 0歳児を10月から3名受け入れを増やし、育休明けで保育園を利用したいという地域のニーズに応え、地域支援を行います。
- ⑥ 障害児等保育の対象は4歳児1名、5歳児1名となります。発達への援助とともに、クラスの仲間と育ちあう関係づくりを大切にしていきます。また、発達に困難を抱える配慮が必要な子どもたちについても、職員の子ども理解を深めながら、方針を持ち働きかけていけるようにします。

(5) 安全管理

- ① 安全管理マニュアルを4月職員会議で確認し、職員一人ひとりが安全保育に対する意識を常に持てるようにしていきます。リスクマネジメント委員会でヒヤリハットから学び、委員会を中心に安全に配慮した環境づくりをしていきます。
- 1、毎月の避難訓練は様々な想定（竜巻等も）で計画し、職員一人一人が、自分で判断すること、連携して行動することの両方が訓練できるような内容にしていきます。
- 2、子どもの安全を確保するための情報は保護者にもお便り、掲示などを通して伝え、共通の認識で取り組めるようにしていきます。（服の安全性、遊具での遊び方等）
- 3、

3 保護者支援と連携

- ① 保護者の生活実態や仕事の状況が理解できるように努め、保護者の子育ての思いに寄り添い一緒により良い子育てができるように支援していきます。
- ① 年2回のクラス懇談会や保護者参加の行事を通し保育園を理解してもらい、ともに子どもの育ちを認め合い、よりよい関わりが持てるようにしていきます。また、保護者同士が交流できる場としていきます。

- ② 子どもの健康についての相談を通して、育児不安を解消できるようにしていきます。また病後児保育を実施し地域の子育て支援をしていきます。
- ③ 保護者アンケートを実施し、保育方針に基づいた保育が行われているか保護者から評価してもらい、改善に努めていくようにします。
- ④ 非常時には緊急連絡一斉メールを利用し、迅速に保護者へ情報を伝え、安心してもらえるようにします。
- ⑤ 関係機関（多賀城市要保護児童対策地域協議会等）と連携し、要保護児童対策に取り組めます。

4 職員の研修と評価

- ① 法人保育園キャンパスに基づいて、職員の育成面談と研修を行い、働くうえでのやりがいや役割意識を持てるようにします。育成面談では、目標と自己評価ができるように取り組みます。
- ② 今年度も処遇改善Ⅱ要件のキャリア研修を優先的に受けられるように外部研修の計画を立てていきます。また、他の外部研修に一人1回は行くことできるように体制を整えます。研修の復命書を重視し、研修内容が全職員のものとなるようにしていきます。
 - ・ 毎月のクラス会議での学習を位置付け、年齢別の発達を中心に学び、職員一人ひとりが子ども理解を深めていけるようにします。
 - ・ 園内研修は実践（うた、わらべうた、リズムなど）で技術向上できるようにしていきます。人権（虐待）や発達段階についての学びが深められる研修も計画的に実施します。今年度も引き続き、保育環境について1年間を通して学び、子どもの発達と理念に合った室内、園庭の環境整備を検討、実践していきます。
 - ・ 毎日の業務が研修の場と位置付け、ともに学びあう環境を作ります。
 - ・ 園内外の自主研修へ参加します。

5 小学校や地域との連携

- ① 多賀城市保育・教育施設と小学校との連携事業（年4回）に参集し学んでいきます。
- ② 新型コロナウイルス感染の状況を見ながら、可能な時は保育実習生や研修医、ボランティアを受け入れ活動の場を提供します。
- ③ 夏まつりや運動会、季節ごとの行事を地域にお知らせし、保育園について理解してもらう機会としていきます。
- ④ 地域の乳幼児を対象に「あそぼう会」を年6回実施します。ホームページ上に「育児相談いつでもどうぞ」を表明し、地域の保育園として子育て支援に取り組めます。
- ⑤ 地域の子どもの健全な育成を図るため、多賀城市要保護児童対策地域連絡協議会等各種会議に参加し、地域の子どもの状況を把握できるようにします。小学校や

児童館と連携をとり子どもの成長の連続性を図ります。

6 今年度の重点目標

- ① 研修や会議での学習や職員間で日常的に子どもの姿を伝え合うことを通して、子ども理解を深め「子どもを主人公にする保育」を学び、「自我の育ち」と「仲間の中で育ちあう関係づくり」を大切に実践が積み重ねられるようにしていきます。
- ② 職員一人ひとりが年齢発達に応じ系統的に取り組むことができるように、発達の学習や保育計画（デイリープログラム等の見直し）の検討を行います。
- ③ マニュアルの研修と共に、事故報告やヒヤリハット事例による研修等を行い、子どもの安全に対する意識を高め、園全体でけがや事故のない保育をめざします。
- ④ 新型コロナウイルス感染症やその他の感染症に対して知識を共有し、職員全体で感染予防を実施します。また、衛生管理についてもマニュアルの確認、研修を行い、衛生管理の意識を高め取り組めるようにします。
- ⑤ 保護者との信頼関係を築くために、日常の保育の様子や保育園で大切にしていることをわかりやすく伝える工夫をしていきます。また、保護者の意見や要望には、誠実に対応し、保護者が安心して子どもを託すことができるように努めます。
- ⑥ 職員一人ひとりが、健康でいきいきと働き続けられるような職場環境をつくっていくために、互いに尊重し合い、十分なコミュニケーションが取れるようにしていきます。また、経験や立場に応じた役割意識が持てるような取り組みと、集団的討議による運営に取り組みます。
- ⑦ 子どもを守る保育者として、社会情勢に目を向け、平和で誰もが安心して生活できる社会をめざし、職場全体で社会保障運動に取り組みます。「多賀城市よい保育をすすめる会」に結集し地域の保育施設と連携しながら、保育制度を改善する運動に職員と一緒に取り組みます。
- ⑧ 児童数が確保され安定した経営ができるように取り組みます。そのためにも、当園の保育方針、内容を保護者や地域に発信していきます。

くさの実保育園

2022年度くさの実保育園の事業計画は次のとおりです。

1 概要

坂総合病院の職場保育所（認可外保育所）として病院と当法人が委託契約をして保育事業を運営します。

2 事業内容

区分	定員	保育時間	備考
日中保育	20	8:00 ~ 18:00	生後57日～1歳の年度末
夜間保育	10	16:00 ~ 21:00	生後57日～小学3年生
休日保育	5	8:00 ~ 18:00	生後57日～小学3年生

*夜間保育…日曜、休日は休みです。

近隣市町（塩釜・多賀城・七ヶ浜）の保育園に迎えにいきます

※保護者が勤務の時のみ（夜勤入りは迎えなし）

*休日保育…年間32日間 開園します。

3 日中園児入所予定人数

※2月1日現在

	5月	7月	8月	9月	10月	12月	1月	2月	3月	合計
新規	1	2	1	1	1	1	0	0	1	8
在園 児数	1	3	4	5	6	7	7	7	8	8

*0歳児のうちに地域の保育施設を申し込む方が保育園に入所しやすいことを4～6月復職予定の利用希望者に伝えました。その結果、地域の保育施設に入所が決定した方が4名おり、早い時期からの利用は1名のみとなりました。

- ・昨年度も利用者は少なかったが、今年度もあまり多くない見通しです。
- ・入所予定者以外の途中からの希望者を随時受け入れていきます。

4 職員配置

正規職員	1名	8:30～21:00間 8Hシフト	休日保育をほぼ担当
パート職員	5名	①保育士6H 8:00～15:00	
		②保育士4H 8:00～12:00	
		③調理6H 8:30～15:30	
		④保育補助6H 14:00～20:00	夜間ない日は12:00～18:00
		⑤保育士2H 18:00～20:00	夜間保育担当（週2日）

*日中保育利用者の増加に合わせて、随時職員を増員します

5 保育方針

- ・子どもの生活環境を整備しながらより良い発達を促します。
- ・保護者の働く権利を保障するとともに子育てを支援します。
- ・子どもと子育てにやさしい街づくりを推進します。

6 保育目標

- ・健康な子どもをめざします。
- ・よく寝てよく遊んでよく食べる子どもをめざします。
- ・友達や保育士との関わりを喜ぶ子どもをめざします。
- ・乳児期の愛着関係、三項関係、自我の芽生え等の発達段階を、遊びや生活を通して豊かに過ごします。

7 行事

- ・避難訓練…月 1 回、様々な想定で実施します。(下馬みどり保育園と共同で実施)
- ・誕生会
- ・季節ごとの行事 (クリスマス、豆まき、おひなさま等)

8 職員研修

- ・県や市、民間団体が主催する研修会に参加します。
- ・職員会議で法人の保育理念や子どもの発達を系統的に学び、子どもの理解を深めます。
- ・保育雑誌や図書の購読に努め自主研修を心がけます。
- ・医療労働者という保護者の立場を理解しながら、子育てを支援できるよう、未満児保育も然り、学童児の研修も計画していきたいです。
- ・安全衛生管理マニュアルや事故ガイドラインを学び、安全保育、衛生管理について意識を高めていきます。

9 職員集団

- ・職場会議を定期的に行い、子どもへの関わり方の確認や指導計画について共有できるようにしていきます。
- ・職員一人ひとりが気持ちよく働くことができるように、情報共有やそれぞれの思いを伝え合い、風通しの良い職場環境づくりしていきます。

10 今年度の重点目標

- ・病院の職員の就労を保障し、また子育て支援ができるよう病院との連携を深めます
- ・保護者懇談会を計画し、保護者と子どもの成長を確認する機会をつくります
- ・職員間のコミュニケーションを大事に働きやすい職場を目指します

古川くりの木保育園

2022年度、古川くりの木保育園の保育所経営を次の計画ですすめていきます。

事業規模

(1) 入所児数

9年目の今年は、定員75名に対して85名でスタートし、途中1歳児、2歳児、4歳児を1名ずつ募集し、88名になります。

年齢	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
0歳	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	144
1歳	14	14	14	14	15	15	15	15	15	15	15	15	176
2歳	15	15	15	15	16	16	16	16	16	16	16	16	188
3歳	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	180
4歳	14	14	14	14	15	15	15	15	15	15	15	15	176
5歳	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	180
合計	85	85	85	85	88	88	88	88	88	88	88	88	1044

(2) 職員体制

正規職員15名、臨時職員2名・パート職員13名の職員総数30名で行います。一時保育は、正規1名で行います。

他に嘱託医として古川民主病院の内科医師・歯科医師各1名となります。

	保育士	栄養士	調理員	看護師	園長	事務用務	合計
正規職員	13	1			1		15
臨時職員	2						2
パート 6.0H	1		1	1		1	4
パート 5.0H	1					1	2
パート 4.0H	5		2				7
合計	22	1	3	1	1	2	30

(3) 保育事業内容

- ① 基本的運営は、委託費と特別事業の補助金・利用料と大崎市独自の補助金（私立保育園運営費補助と障がい児保育補助）で運営します。
- ② 特別保育事業として、乳児保育（11名）障害児保育（1名）、一時保育（1日平均

3名)病後児保育(月平均5名)、延長保育事業(標準時間—1時間延長児10名、短時間—延長児3名)を行います。

(4) 職員の業務分担と役割

① 園長、主任保育士1名、副主任2名の管理部体制のもと運営にあたります。園長は、園全体の運営管理指揮をとります。主任保育士と副主任は6クラスの保育を把握し職員間や保護者の連携をはかり、関係が円滑にすすむよう努めます。

② 一時保育と病後児保育は、昨年度の状況を踏まえ、要望に応えられる体制づくりを担当職員と中心に管理部が協力して進めていきます。

③ 食育については、栄養士を中心に給食職員と保育士が連携しながら、家庭・保護者と情報を共有・協力して取り組みます。

③ 保健業務については、看護師を中心に管理部・保育士と連携しながら園児の健康管理と保護者支援に努めます。また病後児保育の取り組みを、大崎市と相談しながらさらに充実を図っていきます。

④ 会計事務については、事務職員が経理会計と日常の事務全般を担当し、園長が責任を持ち、本部の指導のもと園経営の安定と事務業務の向上に努めていきます。

⑤ 保育室・園庭・遊具等の安全や環境整備は、用務職員と管理部が協力して維持管理と整備に努め改善を図っていきます。

(5) 設備・環境・保育材料について

① 保育や行事に必要な備品の充実と教材・玩具の購入を計画的にすすめ、発達に応じた使い方や環境づくりに努めます。

② 保育する中、不具合や改善が必要なところは、園児の安全の観点で建設業者等と相談しながら改善・改修に努めます。

③ 園庭や周辺の散歩コースに危険がないか、地域の方の協力のもと安全点検に心がけていきます。

④ 防災備品について計画的に整備、購入していきます。防災倉庫も設置します。

2. 保育内容

(1) 保育目標と主な行事*

① 児童憲章及び児童福祉法の精神のもと、子どもの最善の利益を守り、子どもたちの心身の健やかな育ちを保障するよう保育指針を重視していきます。各年齢にそった活動を通して、しっかりした自我を持ち仲間と共に育ち合い、豊かな知的興味と感性を育てていきます。

② 行事予定

月	主な行事	月	主な行事
4月	入園式・前期内科健診 遠足ごっこ	10月	運動会・総合避難訓練 後期内科健診
5月	子どもの日祭り・前期歯科検診 前期父母懇談会	11月	やきいも会・不審者訓練
6月	総合避難訓練	12月	クリスマス会 後期歯科検診
7月	夏まつり(子どもと保育者のみ)	1月	餅つき会・後期父母懇談会
8月		2月	節分豆まき会
9月	お楽しみ保育(5歳児)	3月	ひな祭り会・卒園式・修了・進級式

月例行事・誕生会・地域交流活動「あそぼう会」・避難訓練

(2) 保育対象

生後8週の産休明けから就学前まで保育を行います。

(3) 保育時間

大崎市では短時間認定の場合、8時から16時までの利用。その前後を超えた場合は延長保育となります。標準時間認定の場合、7時から18時まで利用。18時～19時は延長保育となります。土曜保育については7時から18時までとします。

(4) 保育方針

① 今年度は新入園児17名を迎え入れ85名になります。乳児組は41名、幼児組は44名になります。1,2歳児はそれぞれ1名募集をしていきます。乳児組では、担任と信頼関係を築き、一人一人に丁寧に関わり子どもの気持ちを受け止めながら保育をしていきます。幼児組は集団作りにねらいを置きながら、生活の中でお互いの存在を認め合う関係を作っていきます。

健康管理として、年2回の内科健診と年2回の歯科健診を行います。

② 集団づくりとして、0歳児はゆるやかな担当制、1歳児は少人数制、2・3歳は2人組、4・5歳児はグループ活動(4歳児は3名、5歳児は4名)を取り入れていきます。

③ 保問研に積極的に参加し、保育実践を通して保育の振り返り、子ども理解に努めます。外部研修はzoomなどのリモートを使って、役割に応じて積極的に受けます。また年2回の総括会議を含め、日頃から園全体で子どもの姿を伝え合うことを大切にしていきます。場面記録の実践もクラス会議で定着しています。子どもの捉え方や子

ども理解に努め、保育の手立ての一つとして日々の保育に活かしていきます。

- ④ 障害児が1名（4歳児）います。職員全体で理解を深め障害を持っている子への援助と保護者の支援を行います。また、障害児の理解等を担当職員、管理部が入りながら会議を設け学び合います。
- ⑤ 食育の一環として、野菜に興味・関心を持ち自分たちで野菜を育てる喜びが持てるよう、栽培活動に取り組みます。また、クッキング、旬な野菜、行事食を通して食べる喜びを感じられるようにします。

(5) 安全管理

- ① 危機管理委員会を設け、災害や園内の危険個所を職員同士で確認しあい事故防止に全職員で取り組みます。また、定期的に環境整備点検を行っていきます。
- ② 災害対策として、毎月の避難訓練と年1回の不審者対策訓練、年2回の総合避難訓練を、消防署と協力して必要な経験を身につけていきます。
水害の訓練も年1回行っていきます。
- ③ 避難場所や緊急時のマニュアルなどは、4月のおたよりや重要事項説明書に記載しながら保護者や職員と確認していきます。
- ⑤ 不審者対策のため、保育園での保育中・散歩中の対応について職員間で共通理解をもち、行動できるように確認していきます。園内、園庭に防犯カメラを設置し、日頃から不審者への対応を職員と確認していきます。

3、保護者支援

- ① 保護者が安心して保育園に子どもを預けることができるよう日々の伝え合いを大切に、信頼関係づくりに努めていきます。また、子どもの成長や育ちを伝えあい、子育てを援助していきます。保護者アンケートの内容を見直し、法人の保育方針が保護者に伝わっているかアンケートを通して把握し、改善に努めます。
- ② 子育ての悩みなどに丁寧に答えながら、子どもの発達にとって何を大切にしていかなければいけないのかを共に考えていきます。(生活リズムの大切さ、メディア(スマホ)の影響、丈夫な体作りなど)
- ② 父母懇談会は年2回行います。保護者と理解を深め、保護者同士が繋がる場として行きます。
- ③ 一時保育事業では、0歳児（生後5か月）の受け入れを再開します。孤立しがちな保護者の子育ての悩みなどに寄り添っていきます。
- ④ 病後児保育では、看護師と連携しながら安心して利用できるようにしていきます。子育て支援課、子育て支援センターにパンフレットを置いてもらい、事業を知ってもらい、気軽に利用できるようにしていきます。
- ⑤ 5歳児（前期）や障害児の保護者と個別面談を行います。保護者の思いや悩み、家

庭の状況を把握して、家庭と連携していきます。

4. 職員の研修と評価

- ① 研修計画を立てて職員一人ひとりの専門性を高めていきます。法人理念を初年度に学び合い、保育や子どもの発達の学習などを行い全職員で共通認識のもと保育していきます。

社会保障、人権、憲法 9 条など保育以外の物事にも目を向け学習していきます。

- ② 県連や法人・保育園内外の研修に多くの職員が学べるようにしていきます。
- ③ キャリアアップ研修も計画的にすすめていきます。
- ④ キャリアパスの計画に基づきながら、職員の自己評価や面談を行い、職員の課題や役割、目標を明確にします。中堅職員をはじめ、クラスのリーダーが力を発揮できるように、保育を考え支え合えるようにしていきます。

5. 小学校や地域との連携

- ① 就学に向けて幼・保・小の連絡会や児童要録の伝え合いの中で小学校との連携を行い子どもの育ちの連続性が作れるように努めます。アプローチカリキュラムをもとに保育を行っていきます。
- ② 地域の小規模保育園の相談窓口となり、ほけんのおたよりの発行や相談を行い子育てのサポートを行っていきます。

6. 今年度の重点事項

- ① 全職員で法人の理念や保育方針に基づき、年齢ごとの発達、子どもの捉え方を学んでいきます。場面記録は、会議や園内研修に位置づけ学び合いをしていきます。定例で行われる保育問題研究会の実践検討にも積極的に参加し、学び合います。
- ② 民医連の綱領や社会保障など保育に紐付け、わかりやすく職員に伝え学びます。
- ③ 年齢ごとの発達や大切にしたい保育を 1 人 1 人の職員が理解し、実践できるよう学びあう 1 年にします。今年度も乳児組は早い時期に総括を開催し、その後の保育実践に生かせるようにします。
- ④ 全職員の心身の健康管理を大切に、生き生きと働けるような職場づくりをしていきます。
- ⑤ 病後児保育事業、一時保育事業では、大崎市の窓口や子育てサポートセンターなどにパンフレットを置かせてもらい、多くの方に事業を知ってもらい利用につながるよう努めていきます。引き続き、小規模保育園へ保健のおたよりを発行、相談窓口を行い、連携を取りながら進めていきます。
- ⑥ 一時預かり事業では、今年から 0 歳児（5 か月～）の受け入れを再開します。来年度を見据えて 0 歳児の獲得につなげていきます。

- ⑦園庭の環境づくり（草花や木を植え生き物が生息できる環境）、2歳児のお部屋（部屋が広く使いづらい環境の見直し）を行います。
- ⑧職員育成に力を入れていきます。特に中堅職員の役割を明確にして、園を支える側として一緒に保育運営を考え、研修に参加できるようにしていきます。

岩切たんぽぽ保育園

2022年度、岩切たんぽぽ保育園の経営を次の計画ですすめていきます。

⑤ 事業規模

(ア) 入所児童数

今年度は以下のような受け入れ人数で運営にあたります。新入園児は28名（0歳児8名、1歳児12名、2歳児5名、3歳児2名、4歳児3名）の見込みです。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
0歳	8	8	8	9	9	9	9	9	9	9	9	9
1歳	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18
2歳	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
3歳	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13
4歳	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14
5歳	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16
合計	84	84	84	85	85	85	85	85	85	85	85	85

(イ) 職員体制

2022年度は、主任保育士1名、副主任保育士1名、1名新入職員2人を含み以下の体制にて運営していきます。

	園長	保育士	栄養士	調理員	看護師	事務	用務員	合計
正規職員	1	14	1					16
パート6H		1						1
パート5H		1		1		1		3
パート4H		1		2	1			4
パート3H		1					2	3
パート2H		1						1
合計	1	17	1	3	1	1	2	28

※嘱託医・宮林こどもクリニック（小児科） ひだまりデンタルクリニック（歯科）

(3) 事業分担

職種	人数	業務内容
園長	1	園全般の管理運営・統括、会計責任者
主任保育士	1	保育全般の把握及び指導、業務管理、保護者支援
クラス担任保育士	11	クラスの保育及び指導計画、日誌などの事務
フリー保育士	2	休暇の代替え(内1人、4H)

特別支援担当保育士	2	特別支援児の支援、援助
延長保育士	2	早番補充・延長保育担当
看護師	1	児童の健康管理、保健指導
栄養士	1	給食全般に関する業務（献立、調理、食育）
調理員	3	給食調理、給食室清掃
事務員	1	事務全般（出納業務・経理・その他の事務）
用務員	2	環境整備、園内外清掃、下膳など
合計	28	

(ウ) 保育事業内容

- ① 基本的運営は、公的価格に基づいた委託費、各補助金、利用料（延長保育、主食費・副食費等）によります。利用料金収入は1時間（18:15～19:15）の延長保育料金になります。幼児組の主食・副食代金、未満児組の紙おむつ廃棄代金が入ります。
今年度は90定員に近づくため、1、2歳児を多く募集し、1歳18名、2歳児15名でスタートします。また1歳児、2歳児混合クラスを一つ編成し保育していきます。
- ② 特別保育事業は、乳児保育最終的に8名、（当初9名から離職という利用で辞退）特別支援保育5名、そして延長保育は9名目標に行います。

2. 保育内容

(1) 保育目標と主な行事

- ① 児童憲章、保育指針に基づいて、子ども達の心身の健やかな育ちを保障するために取り組みます。「寝る・食べる・遊ぶ」などの基本的な生活を大事にし、あたたかい人との関わりを保育の中心にします。
職員は子どもの人権を大切にし、一人ひとりの子どもが、自分の思いを十分出せることと、仲間と共に育ちあえる関係を作り、豊かな知的興味と感性を持った子どもに育つように創意と工夫のある保育内容を追求します。

② 年間行事

月	主な行事	月	主な行事
4	入園式・内科健診	10	運動会 ほうねん座公演
5	保護者懇談会	11	焼き芋会
6	歯科健診 保護者懇談会	12	発表会
7	夏祭り 夕涼み会	1	年長組育児講座・懇談会
8		2	豆まき会
9	運動会総練習	3	ひな祭り会・卒園式

- ① お誕生会。避難訓練は毎月行います。

② 新型コロナウイルス感染状況をみながら、園庭を開放します。

(2) 保育方針

- (1) 新型コロナウイルスが終息の見通しが無いところで、子ども達が健康に過ごせるように前年度同様に、感染対策に強めていきます。一年を通して保育士、看護師と連携し保護者の協力ももらいながら感染症の予防に取り組みます。子どもの発達に応じて、手洗い、うがい、歯磨きの習慣が定着するように各クラス毎に指導していきます。
- (2) 子どもの発達を十分理解し、一年を見通した活動に取り組めるようにします。日常的に子どもの姿を伝えあい、職員全体で一人ひとりの子どもを見ていく視点に立てるようにしていきます。
- (3) 子どもの内面を捉え、どの子も安心して自分を表現でき、気持ちよい生活ができるようにしていきます。また様々なことに意欲的に取り組めるように保育内容について検討し工夫していきます。
- (4) 特別支援保育児は、4歳児クラスに3名、5歳児クラスに2名となります。そのほかにも個別の援助が必要な子どもがいるので、発達援助と共に、クラスの仲間と育ち合う関係づくりをしていきます。また保護者とも面談を重ね、発達支援センターなどにつなげていきます。
- (5) 「たべることは生きること」を基本に、給食職員と担任が連携した食育活動（野菜の栽培・クッキング・栄養指導）に取り組みます。
- (6) 新型コロナウイルス感染予防対策については保護者と協力しながら、治自体、保健所、法人本部と連絡密にし、対応していきます。

(3) 安全管理

- ①安全管理マニュアルを全職員で確認し、ヒヤリハット報告を共有して、安全に対する意識を常に持てるようにします。園外保育（散歩）や毎日の登降園時は、交通量の多い道路に面している保育園として、安全への配慮が特に必要となるので、園児、保護者への注意喚起を同時に行っていきます。毎月の避難訓練は様々な想定（浸水、竜巻、不審者、交通事故など）を考え計画実施していきます。マニュアルだけでなく、職員自らも危険予知ができるよう自ら判断し行動できるように研修を重ねていきます。
- ②安全な生活が送れるように。施設点検を定期的に行い、危険個所の把握、改善に取り組みます。保護者に対しては必要な情報を伝え、園門扉の施錠、服の安全性、靴、玩具、遊具での遊び方など共通の認識で取り組めるようにしていきます。
- ③自然災害発生時には、一斉メールを活用し保護者に情報を発信します。

3. 保護者支援と連携

- ② 保護者との信頼関係を築けるよう、疑問には丁寧に応えるようにしていきます。生活実態や仕事の状況が理解できるように努め、子育ての思いに寄り添いながらよりよい子育てができるように支援していきます。
- ③ 前年度はコロナの関係で保護者懇談会が1から2回のみとなりましたが、今年度は感染対策に気を付けながら、2回実施したいと思います。
懇談会の位置づけとして、子どもの発達や子どもとの関わり方を理解してもらえ、また保護者同士が子育ての困難、楽しいこと情報交換の場として開催します。保護者から回答し大きな行事のあとにとったアンケート、保育園の評価としてとらえ、改善点や課題は職員で共有し今後の取り組みに反映させます。
- ④ 園だより、クラスだより、行事の写真の掲示で、園の方針や子どもの様子が保護者に伝わるようにしていきます。またホームページにも保護者だけでなく地域にむけ保育園の役割が伝わるような定期的に更新したいと思います。
- ⑤ 看護師の専門性を生かし、子どもの健康に関する相談などを通じて育児不安が軽減できる支援をしていきます。

4. 職員の研修と評価

- ① 新入職員と共に、ひとり一人の子どもを大切にする保育の意味が捉えられるよう学習を進めていきます。子どもの発達について学び、共通の認識が持てるようにするとともに、職員の不安や疑問に答え、保育に意欲的に取り組めるような環境をつくっていきます。
- ② キャリアアップ研修を含め、計画的に園内外の研修にどの職員も参加できるようにし、個人の資質を高めるようにしていきます。学んだことを復命することで、全職員の学びにつなげるようにします。また職員みんなで同じ話を聞き共通理解できる場として法人研修や自主研修（保問研・合研）を位置づけ参加を呼びかけます。
- ③ 年2回の自己評価と保育園評価を計画的に行い、より質の高い保育をめざします。
- ④ パート保育士とクラス保育や園の保育方針を理解してもらうためにも、総括にはできる限り参加の方向にしたいです。園長と短時間の面談時間をとるようにして保育理念を共有していきます。

5. 小学校や地域との連携

- ① 地域の子どもの健全な育成を図るため、「岩切子育てネットワーク会議」に参加し、関係機関との連携を深め、ネットワーク主催の行事に参加していきます。また小学校や児童館と連携をとり発達、成長の連続性を図ります。
- ② コロナが一定終息したら、地域の未満児園児を対象に親子で触れ合う「わらべうた」を中心に「遊ぼうかい」「園庭解放」などを開催します。

近隣住民とのつながりを大切に、行事や様々な取り組みのさいには、チラシ配布しながら紹介していきます。またコロナウイルスが終息したら、案内をよびかけます。

6. 今年度の重点課題

- ① 開園6年目を迎え、法人理念、保育理念を全職員理解し、計画的に進めていきます。
 - ② 子どもの安全に対し危険予知、回避する意識が持てるように、安全マニュアルの確認や、ヒヤリハットの振り返りから、園全体のけがや事故のない保育を進めていきます。
 - ③ 職員が行事などの役割分担を通して全体を把握してまとめていく力をつけていくようにします。また職員が主体的に保育に取り組めるように援助していきます。
 - ③ 職員一人ひとりが健康で生き生きと働けるような職場関係、風通しの良い職場環境をつくっていきます。
 - ⑤ 子どもを守る立場で、平和で誰もが安心して生活していくことができるように社会を目指し職場全体で社会情勢を学び、社会保障運動に取り組みます。また地球温暖化について関心持てるようにしていきます。
- (7) 90名定員に対し、今年度1,2歳児クラスを作り、未満児を増やしました。84名からのスタートとなりますが、安定した保育園経営を保障するために、あと1~2年程度は、未満児クラスの園児数の確保を計画していきます。また保育園、小規模保育園が増えている中、選ばれる保育園として、保育の質の向上、ホームページの活用等工夫していきたいです。
- (8) 保護者と子どもを真ん中にし、信頼関係を大切にし、子育てを楽しんでいきます。
- (9) 昨年度は保護者会と共に「保育署名」に取り組むことが出来ました。公立保育園から受託し、私たちの保育が認められてきているというのを感じる一つです。今後も保護者と共に子育てを楽しめるようにしていきます。

工房 歩歩

1 基本方針

地域で生活する障がいのある方々が「働くこと」を通して、一般就労や生産活動を行う中から働く事の楽しさを知り、また、生活していく力を養い、社会的自立に向け訓練から雇用までのステップアップを実現する事を目的に支援を図ります。

2 施設運営の方針

- ① 利用者の適性、個性を大切にし、生きがいを持って働くことができるように支援する。
- ② 地域社会との関わりや保護者及び関係機関・団体との連携を図りながら、利用者の社会的経済的な自立促進を目指す。
- ③ 経営基盤を安定させ、地域に貢献できる組織作りを目指す。

3 事業内容

事業名	サービス種別	職員構成	員数
工房 歩歩	就労継続 B 型	・管理者（サビ管を兼務）	1人
		・サービス管理責任者	1人
		・職業支援員	3人
		・生活支援員	1人

4 各事業の取り組み

【就労継続支援 B 型事業】

項目	具体的内容
個別支援計画	PC 解体作業及び清掃作業を通して、個々の役割を明確にし、作業を細分化することで障害の程度に関係なく利用者様がやりがいをもって活動でき、一般就労へステップアップできるように長期・短期目標を設定して計画的な支援を行ないます。
訓練	事業所内及び、事業所以外（施設外就労）において、作業を通して技術の習得や社会人としてのマナーの習得、コミュニケーションスキルの向上を図り、日常生活のリズムの構築と作業の継続性を習得するための訓練を行ないます。

<p>生産・清掃活動、利用者獲得</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・PC 解体作業及び、清掃作業の作業スキル向上と社会参加するうえで必要な「コミュニケーションスキル」「身だしなみ」「報告・連絡・相談」などのスキルの向上を図ります。 ※PC 解体作業（ノートPC、デスクトップの解体、解体部品仕分け作業） ※清掃・園芸等作業（清掃・園芸業務を委託・依頼された施設の事業所外作業（館内清掃、除草作業、剪定作業、送迎車等洗車・車内清掃等）） ・2022 年中旬頃までに新規施設外就労を模索し、利府地域内、近隣にて関わりのある町会議員や地域の方から作業情報を収集して利用者が従事できる作業を検討していきます。 <工賃の支払> ・上記生産・清掃活動における事業収入から必要経費を差し引いた額に相当する金額を工賃として、生産活動に従事した日数分を支払います。PC 解体（基本時間給 50 円）、清掃作業（基本時間給 100 円）からのスタートとなり、作業評価（自己評価+職員評価）を年 2 回（2 月、9 月）実施して基本時間給に評価給（10～100 円）を上乗せします。 ○清掃事業 ・清掃事業の収益は 2021 下旬から通常清掃を行っていますが、変異ウイルスの猛威が衰えていない為、今後の感染状況を見ながら風の音施設長と協議のうえ清掃業務の内容を決めていきます。 ・2021 年中旬頃からサテライト史、田子のまち、宮城野の里の除草作業、田子のまち、宮城野の里の送迎車洗車・車内清掃を行いましたので、22 年度も継続して仕事を頂けるようお願いしていきます。経験を積んだ後は外部受託も目指していきます。 ○PC 解体 ・4 月に冷蔵庫を撤去するため作業室の配置変更を行って作業工程の効率化を図り、解体台数増加に繋がります。解体台数平均 900 台以上の達成を目指します。 <利用者獲得> ・利用者の獲得について、2022 年度 4 月は支援学校利用希望者がいなかったため、現状の 14 名でのスタートとなります。今後も継続して実習生受け入れ、各関連機関と情報の共有を行って利用者増員を図っていきます。
<p>健康管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・年 1 回の健康診断（坂総合病院）実施及びインフルエンザの予防接種などを実施しながら、利用者の健康状態に注意するとともに、希望に

	<p>応じて服薬の管理・記録を行ないます。健康保持、傷害時の適切な支援を行ないます。</p> <p>・各種ワクチン接種を利用者、職員に推奨し、各疾患の予防を促していきます</p>
欠席時の対応	<p>当日急に休まれる場合、連絡がなく休んだ場合には、安否確認を含め電話連絡等必要な支援を行います。また、5日以上連続して利用がなかった場合は利用者様ご家族の同意のもと、ご自宅を訪問して相談や支援を行います。</p>

5 関係機関との連携

- ① 法人内他施設、事業所との連携を通して、相談支援システムや地域住民・社会資源・関係団体等とのネットワークの構築を図る。
- ② 地域関係機関、専門機関との連携を強化し、地域の機関とともに就労支援を展開する。
- ③ 先駆的な取り組みをしている施設・事業所を見学し、より良い支援方法を取り入れていく。
- (4) 作業に関わる関連企業と密接な関係を構築し、提供できる作業の充実と収益の向上を図る。

6 行事等

- ① 季節毎に年間の行事を定め、社会体験の機会となるよう支援する。

実施月	内 容	実施月	内 容
4月		10月	芋煮 or バーベキュー
5月	清掃・PC 交流会	11月	
6月		12月	ボーリング・食事会
7月		1月	
8月	社会見学	2月	
9月		3月	

*コロナウイルスの状況によって変更する場合があります。

7 地域との交流、地域資源の活用

- ① 地域行事等の参加を通し、地域に開かれたセンターの定着化を図る。
- ② 近隣公共施設を有効に活用し、社会体験の機会を持っていく。

8 情報公開、個人情報保護の取扱

- (1) 個人情報保護規定に基づく個人情報の適正な維持・管理を実施
 - イ 利用者及びその家族等の個人情報の保護の徹底
 - ロ 会報紙等への写真掲載に関する利用者及びその家族の同意

9 苦情及び相談への対応

- ① 苦情解決責任者、苦情受付担当者の配置
- ② 受付制度及びその内容について、利用者及びその家族等への周知徹底
- ③ 相談受付後は状況確認や改善等の対策を実施し、相談者へ速やかに対応していく。

10 人材育成及び研修計画

- ① 内部研修
 - イ 障害特性等理解のための研修の実施
 - ロ 個別支援計画検討会の実施
 - ハ 伝達研修の実施
 - ニ 法人で開催する採用時研修と継続研修への参加
 - ホ 感染予防・対策の強化を図るための研修の実施
- ② 外部研修
 - イ 各関係機関の開催する研修への参加
 - ロ 資格取得のための研修受講（サービス管理責任者等）
 - ハ 先駆的に事業を開始している施設への見学研修の実施

11 防災計画

- ① 避難誘導訓練の実施・・・年2回（5月、11月）
- ② 防災器具、設備の自主点検の実施

12 職員の健康対策

- ① 職員の定期検診の実施・・・年1回

障がい児者サポートセンター てとて

1 各事業の基本方針

(1) 【児童部門】

子どもたちの個性を大切にしながら、地域で楽しく生活ができるようサポートしていきます。また、子どもや保護者の気持ちに寄り添い、関連機関との連携を図りながら子どもたちが健やかに成長することができる環境を提供していきます。

(2) 【就労部門】

地域で生活する障がいのある方々が「働くこと」を通して、一般就労や生産活動を行う中から働く事の楽しさを知り、また、生活していく力を養い、社会的自立に向け訓練から雇用までのステップアップを実現する事を目的に支援を図ります。

(3) 【相談部門】

様々な困難な課題を抱えている方たちの想いに寄り添いながら必要なサービスに係る情報等を提供しサポートしていきます。関連機関と連携を図りながら、チームで利用される方たちをサポートしていきます。

2 施設運営の方針

【児童部門】

- (1) 個々の発達状況に寄り添った早期かつ専門性の児童発達支援センターのサービス提供
- (2) 地域関係機関（行政・相談支援事業所等）や専門職（幼稚園・保育園等の保育士）及び家族との連携による発達支援の実施
- (3) 学童期におけるソーシャルスキルトレーニングサポートの実施
- (4) 教育機関（学校・児童館等）及び行政との連携を図りながら、個々の発達状況に寄り添った放課後等デイサービスの提供
- (5) 未就学から学童期、少年期まで連動性のある育支援の提供

【就労部門】

- (1) 利用者の適性、個性を大切にし、生きがいを持って働くことができるように支援します。
- (2) 地域社会との関わりや保護者及び関係機関・団体との連携を図りながら、利用者の社会的経済的な自立促進を目指す。
- (3) 施設内・施設外（施設外就労）を提供しながら利用者のステップアップを図ります。

3 児童発達支援事業所の取り組み

- (1) 児童発達支援センター りんごのほっぺ

重点目標 ・ ①利用登録者の確保（登録者：16名） ②平均稼働率の向上（90%）

③ 療育支援環境の整備

① 取り組み内容

項目	具体的内容
個別支援計画	ご本人様及びご家族のニーズや想いを尊重しながら、当事者の身体、精神の発達状況とその置かれている環境に応じた個別支援計画書を作成し、PDCA サイクルを基本としたより質の高いサービスを提供します。
集団活動	集団での遊び、運動、創作等の活動を企画、提供していく。
個別指導	個々の発達の状況に応じた運動遊び、感覚遊び、コミュニケーション支援を実施していく。
生活習慣	食事、排せつ、着替え、片付け等身近面の自立に向けた支援を年齢に応じた内容で実施していきます。
家族支援	家族からの医療・福祉・生活・その他等に関する相談に対して様々な関係機関及び地域にある社会資源等と連携しながら随時対応していきます。保護者同士・兄弟姉妹の交流の場等も企画・運営しながら療育・福祉・地域に関する情報を共有できる機会を提供します。

②一日の流れ

9時00分 登園

9時30分 朝活動（絵本・シール等） 朝のあつまり

9時45分 トイレ誘導

10時00分～11時30分 活動（運動・感覚・創作・外遊び・個別課題等）

11時30分～12時15分 給食

12時15分～12時40分 歯磨き・トイレ誘導

12時40分～ 帰りのあつまり（振り返り、手遊び、帰りの歌）

13時00分 降園

③送迎サービス体制の整備

- ・事業所と自宅又は自宅近隣の場所等において往復の送迎を実施します。
- ・ご家族には送迎時刻が明確にわかるよう運行表を提示します。
- ・シルバー人材センターの運転手と連携しながら安全運転に心掛けます。

④食事提供の体制

- ・同法人保育園の栄養士が作成した献立表に基づいて年齢に応じた食事量及び内容で適切な食事を提供します。
- ・当センターの調理員が栄養士の立てたレシピに基づいて適切に調理し、衛生面に留意するとともに適温で食事を提供します。
- ・アレルギーの有無については利用前の面談やアセスメント等で適切に確認し、有の場合には主治医からの診療情報提供書及びご家族からの指示を受け、提供します。

・ご利用される子どもたちが「食べる」ことを楽しむことができる環境を提供します。

⑤嘱託医による健康診断

- ・健康状態及び発達状態等の把握のため、健康診断を年に2回実施します。
- ・嘱託医について、大崎市市民病院小児科工藤充哉医師に委託します。
- ・ご家族からご要望があれば病院等で実施されている発達に関する研修会やセミナー等についての情報提供を実施します。

⑥行事、家族との連携・交流等

- ・季節毎に年間の行事を設定し、子どもたちが季節の行事を小集団で社会体験できる場を提供します。

実施月	内 容	実施月	内 容
5月	小遠足①	10月	遠足
6月	保育参観①	12月	保育参観②・クリスマス会
7月	小遠足②	2月	豆まき
9月	前期健康診断	3月	後期健康診断
			修了式・保育参観③

※夏季期間…水遊び 冬季期間…雪遊び

- ・家族とは常に発達状況の共有を図り、家族の不安軽減を図りながら一体になった発達支援を実施していきます。

(2) 放課後等デイサービス てくてく

重点目標：①利用登録者の確保（登録者：35名） ②平均稼働率の向上（85%以上）

④療育支援環境の整備

①取り組み内容

項 目	具体的内容
個別支援 計画	利用者様の障害特性を理解しつつ、家庭及び学校での生活状況等について情報を共有しながら個々に応じた計画書を作成し、支援実施状況の把握と評価を実施します。
集団活動	地域の社会資源（消防署の見学、介護施設との交流等）を有効に活用しながら、集団生活に必要なスキルを習得することができるサービスを提供します。
個別指導	個々の発達状況に配慮しながら、ADLの向上及び情緒の安定、コミュニケーションスキルの向上を目的とした支援を実施します。
生活習慣	一日の生活リズム（自宅⇒学校⇒放課後デイ⇒自宅）等を大切にしながら、基本的な生活習慣（着替え、片付け、排泄等）を身に付けることができるよう支援します。
家族支援	家族からの医療・福祉・生活等のご相談に随時応じるとともに兄弟や保護者同士の交流の場を企画、開催していく。

②一日の流れ

【登校日】

下校時間～17時00分 外遊び・集団遊び・個別遊び・室内遊び・設定活動等

※下校時刻は各学校及び各学年に合わせた下校時間に対応。

【休校日】

10時00分～17時00分 クッキング・季節の行事・社会見学・外遊び等

※地域の社会資源を活用した社会体験の実施。(コロナの状況をみながら実施)

③送迎サービス体制の整備

- ・学校から事業所、事業所から自宅までの送迎を実施する。
- ・休校日及び長期休校日は、事業所と自宅間の送迎を実施する。

④おやつを提供

- ・アレルギーの有無については、利用前に確認し、有の場合には主治医からの診療情報提供書等で指示を仰ぐものとします
- ・自分たちでおやつを作る機会を提供します。

⑤行事、家族との連携・交流等

・季節毎に年間の行事を定め、季節行事の経験、小集団での社会体験の場としていく。

実施月	内 容	実施月	内 容
4月	お花見	10月	紅葉狩り
5月	社会見学	11月	社会見学
6月	茶話会 遠足	12月	クリスマス会
7月	親子クッキング	1月	雪遊び
8月	電車体験	2月	豆まき
9月	芋煮会 遠足	3月	ひな祭り

※7月～8月学校夏休み ※12月下旬～1月上旬学校冬休み

※3月下旬～4月上旬学校春休み

(3) 保育所等訪問支援 てとて

重点目標・・・①職員体制の整備。

②学校関係への事業内容の周知

【取り組み内容】

項 目	具体的内容
個別支援 計画	障害児の身体、精神の状況及びその置かれている環境に応じ計画書を作成し、実施状況の把握、評価を実施していく。
訪問支援	保育所等の施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援(利用者及び保育士等へ)を実施していく。
家族支援	家族からの医療・福祉・生活等のご相談に応じるとともに、希望に応じて療育技術の指導を実施していく。

(4) 相談支援事業所として

重点目標・・・①関連機関との連携 ②新規利用者の受け入れ (3名程度)

項目	具体的内容
計画の策定	相談に来所された方のアセスメントを実施し、当事者及び家族のニーズに寄り添った計画書を作成します。
訪問支援	計画策定後の定期的なモニタリングを実施します。
家族支援	家族からのニーズに応じて、医療・福祉・行政等と連絡調整を図ります。

4 就労支援事業所の取り組み

【就労継続支援B型事業】

重点目標・・・①月間平均稼働率90%以上を維持する ②月額平均工賃1万5千円支給

項目	具体的内容
個別支援計画	生産活動の中で適正な役割及び作業を提供しながら、利用者様がやりがいをもって生産活動に参加することのできる個別支援計画を作成します。
訓練	当事業所内において、生産活動を正確かつ適切に行うために必要な生活リズムの構築及び継続性を習得するための訓練を行います。
生産活動	生産活動の機会を提供します。 委託業務作業（施設外就労・施設内就労）、配送作業等 <活動内容> ◎レトルト食品の梱包作業（施設内）契約先：カメイ㈱ 5万円/月 ◎護摩札製造作業（施設内） ◎テープ貼り作業（施設内） ◎物流便配達業務（施設内） ◎コンテナ清掃作業（施設外）⇒施設外就労の実施 <工賃の支払> 上記生産活動における事業収入から必要経費を差し引いた額に相当する金額を工賃として、生産活動に従事した日数分を支払います。
健康管理	利用者の健康状態に注意するとともに、希望に応じて服薬の管理・記録を行います。健康保持、傷害時の適切な支援を行います。

④一日の流れ

- 9時00分～9時30分 通所・作業準備
- 9時30分～10時50分 作業（軽作業等）
- 10時50分～11時00分 小休憩
- 11時00分～12時00分 作業（軽作業等）

- 12時00分～13時00分 昼休憩
- 13時00分～15時20分 作業（軽作業等）
- 15時20分～15時30分 清掃
- 15時30分 作業終了

⑤関係機関との連携

- (1) 法人内他施設、事業所との連携を通して、相談支援システムや地域住民・社会資源・関係団体等とのネットワークの構築を図る。
- (2) 地域関係機関、専門機関との連携を強化し、地域の機関とともに就労支援を展開する。
- (3) 先駆的な取り組みをしている施設・事業所を見学し、より良い支援方法を取り入れていく。

⑥送迎サービス体制の整備

- (1) 多機能型就労支援事業所として古川を利用時には、事業所と自宅（停留所）の往復の送迎サービスを実施する。（停留所に関しては、利用者との協議の上検討する）

⑦行事等

- (1) 季節毎に年間の行事を定め、社会体験の機会となるよう支援する。

実施月	内 容	実施月	内 容
4月	お花見	12月	納会
8月	夏祭り		
10月	芋煮会		

※上記以外の月に関しては、利用者との協議の上行事等の企画をします。

- (2) 家族、兄弟・姉妹児と一緒に参加できる行事を開催し、家族間での交流を図る。
- (3) 近隣保育所等と合同での行事を開催し、交流を図る。

5 地域との交流、地域資源の活用

- (1) 地域行事等の参加を通し、地域に開かれたセンターの定着化を図る。
- (2) 近隣公共施設を有効に活用し、社会体験の機会を持っていく。

6 情報公開、個人情報保護の取扱

- (1) 会報「てとて」の発行・・・年3回（6月、10月、2月）
- (2) 個人情報保護規定に基づく個人情報の適正な維持・管理を実施
 - イ 利用者及びその家族等の個人情報の保護の徹底
 - ロ 会報紙等への写真掲載に関する利用者及びその家族の同意

7 苦情及び相談への対応

- (1) 苦情解決責任者、苦情受付担当者の配置
- (2) 受付制度及びその内容について、利用者及びその家族等のへ周知徹底
- (3) 相談受付後は状況確認や改善等の対策を実施し、相談者へ速やかに対応していく。

8 人材育成及び研修計画

(1) 内部研修

- イ 障害特性等理解のための研修の実施
- ロ 個別支援計画検討会の実施
- ハ 伝達研修の実施
- ニ 法人で開催する採用時研修と継続研修への参加

(2) 外部研修

- イ 各関係機関の開催する研修への参加
- ロ 資格取得のための研修受講（児童発達支援管理責任者等）
- ハ 先駆的に事業を開始している施設への見学研修の実施

9 防災計画

- (1) 避難誘導訓練の実施・・・年3回（7、9、11月）
- (2) 通報訓練の実施・・・年2回（8、12月）
- (3) 防災器具、設備の自主点検の実施

10 職員の健康対策

- (1) 職員の定期検診の実施・・・年1回

仙台市宮城野児童館

I 基本方針

1. 館運営の理念及び基本方針

宮城野児童館は2007（平成19）年に仙台市の指定を受け、社会福祉法人・宮城厚生福祉会の掲げる、

理念の下に15年間運営を重ねてきました。2019年には新たな事業方針のもとで継続して指定を受け、次なる5年間の館運営がスタートしました。

【宮城厚生福祉会の理念】

- 1、地域の皆様の参加で支えられ、地域に開かれた施設をつくる。
- 2、赤ちゃんから高齢者まで、一人ひとりを大事にするまちをつくる。
- 3、保育園や施設ご利用の方々（乳幼児から高齢者またその家族）をはじめ地域の皆様を主人公とする。

近年厚労省は「子ども・子育てプラン」に続き「新子ども・子育てプラン」を策定し、児童クラブ事業をさらに推し進めようとしています。多くの力で子育てを支え充実させていこうという方針は、私たち法人の掲げる理念と一致するものと言えます。

そうした中、児童館運営は今も引き続き新型コロナウイルス禍の下にあります。多くの幼児親子と子どもが交わって遊ぶ児童館では一旦新型コロナウイルスが持ち込まれると、感染が急激に拡大することはこの間の感染状況からも明らかです。今年度も、これまでの経験を生かした予防対策を継続し、推進課の方針に従いながら、コロナ禍の中であっても可能性を追求しながら館運営を進める計画を立てました。

年度途中で感染が収束し制限が解除された場合は、これまでの事業経験に基づき、従来の事業に近づけて計画を随時見直していく予定です。

児童館の4つの機能充実のために、次の項目を基本方針とします。

<健全育成のために>

- 1、子どもの権利条約の理念を尊重し、児童館を、地域に開かれた子どもが主人公の遊びの場とします。
- 2、感染予防に努め、保護者が安心して預けられる楽しく、安全な児童クラブを実現します。
- 3、地域住民や関係機関と連携した子育て支援事業を推進します。

<地域との連携>

- 1、児童館での、世代間（乳幼児・小中高高校生・高齢者・保護者）交流は引き続き制限されていますが、可能な交流の在り方を探り、異年齢集団のなかで育ちあう機会を作ります。
- 2、子育てや児童文化の情報発信基地として活動します。
- 3、要支援児、不登校、子育て不安等、子育てに関わる相談場所として機能させます。

<安全・ボランティア>

- 1、子どもの生命を預かる使命を自覚し、職員は常に自己点検して児童館を安全な場所にします。
- 2、ボランティアは感染状況を見ながら可能な中で受け入れていきます。これまで繋がりのあるボランティアとの連絡を取りあい、地域の力を生かして子どもの健全育成に努めます。

<感染予防>

- 1、活動の中に感染予防の徹底を常に意識し、日常的な予防策を継続します。
- 2、館内で陽性者が発生した場合の対策を職員で共有し、その後の拡大を少しでも広げないように努めます。

2. 児童館職員として目指すもの

1、児童館職員として、その職責遂行のための方針

児童館職員が児童福祉施設としての役割と運営の理念を身に着け、日々の職務に取り組むために、宮城野児童館では「求める児童館像」の中に職員の倫理を含め明文化し、倫理保持を心がけてきました。

わたしたちは子どもの人格形成にまで及ぶその職責の重さを自覚し、子どもに寄り添い、共感できる資質が求められます。これからもそうした理想と情熱を持ち、子ども一人ひとりに応じた継続的支援ができる人材育成に努めます。そして子どもの最善の利益を求めて不断の努力を職員一同続け、次のような職員としての倫理を保持します。

- (1) 子ども達から好かれる職員、すべての利用者から信頼され、親しまれる職員を目指し、子どもの人権尊重と権利擁護を第一に重視します。
- (2) 子どもの個性を大切にし、家庭環境や性別などによって子どもを差別的に扱いません。
- (3) 子どもの側に立って考えることを基本にし、一方的な押し付けは行いません。まして身体的・精神的苦痛を伴う行為は禁じます。
- (4) 利用者の苦情・悩み・疑問・要望を真摯に受け止め、親身に考えて相談に乗り、問題の解決にあたります。その際、個人情報とプライバシーは厳格に保護します。
- (5) 利用者との信頼関係が築けるよう、気持ちのよい挨拶、公平で平等な対応、共感的で相手を尊重した話し方を身に付けます。
- (6) 事故防止に努め、環境整備・衛生管理・施設設備の安全のために危機管理能力を養い、安全・衛生管理の能力を高めます。
- (7) アンケートや利用者の日常的な声を大切に、館運営に実際に生かします。保護者・子どもの館運営参加を進めます。
- (8) 新型肺炎に対する学習を深め、保護者の啓もうと予防対策の改善に努めます。

2、児童館運営の責任体制

児童館運営は、児童館を利用する子どもたちはもちろん、すべての利用者、地域住民へのサービス提供をおこなわなければならないと考えます。その責任体制は、指定管理団体である法人本部の児童館事業責任者と児童館長が管理部となり、管理運営にあたります。そのも

とで館長が職員の職務分担をし、館運営の責任を常勤職員とパート職員の全員が担っていきます。

- ＜館長＞・職員が業務を円滑に遂行できるよう配慮し、運営全般を統括します。特に児童クラブの入会と退会に関して正確で公正な手続きと連絡に努めます。
- ・子育て支援・健全育成等に必要年間計画・役割分担等を行い職員に分掌します。
 - ・地域の諸団体（町内会・小中高校・幼保園・他諸機関）との連携を図り、児童館活動の充実に努めます。
 - ・職員の資質向上と職務の的確な遂行に努めます。
 - ・防災計画を作成し、利用者にとって安全な環境を整備します。
- ＜職員＞・子どもの遊びを援助し、諸活動を通して子どもの健全な成長を支援します。家庭環境を含め配慮を要する子どもへの支援を行います。
- ・各種事業を立案し、実施します。
 - ・各クラブ（児童クラブ・幼児クラブ等）を担当し、子どもの日々の状態を把握し、必要に応じて保護者や関係機関に連絡します。
 - ・子育てについての地域の実情を把握し、関係機関と連携を取り、館運営に反映させます。
 - ・館だより・児童クラブだよりを発行し、HPを更新するなどの広報活動を行います。

3、苦情処理の体制

利用者からの苦情に、迅速適切に対応するため、苦情解決責任者には館長があたり、他に苦情受付担当職員を配置します。

また、館内に苦情解決対応体制を掲示し、仙台市子供未来局放課後児童クラブ事業推進室と法人第三者苦情処理委員に、直接相談できることをお知らせします。なお、法人は独自に苦情処理第三者委員会を開催し、各施設内で発生した事故と寄せられた苦情について、審議・判断をいただいています。

Ⅱ 児童館 4 つの機能に沿った事業

1. 健全育成事業について

仙台市からの通知に基づき、感染予防対策を講じたうえでを行います。（当面、推進課からの通知に合わせて対象や時間等を限定したうえで、小中高校生の利用や幼児親子の利用に取り組みます。）

＜方針＞

子どもたちは同年齢、異年齢の仲間のなかで育っていきます。その中でお互いが共感し、刺激を受けて成長していくものと考えます。そのためにも「自分で決める」ことを前提に、どの子どもも参加できることを基本においた多くの子どもが参加できる行事やプログラムを用

意します。

また、子どもたちが「自ら育つ力」をつけていけるように、自立を支援します。成長発達を促し、可能性を引き出す日常の遊び・活動を充実させたり子どもたちの表現の場を積極的に設けたりします。

【乳幼児と保護者】

大人の保護を受け、信頼関係を築く中で情緒が安定してきます。大人への信頼感も育まれ、興味関心が広がってきます。次第に自我が芽生え、その後の発達の基礎となる時期です。

遊びを通して周囲との関係性を育て、好奇心や愛着感情が培われるような活動が必要と考え、楽しく体を動かしたり、お話しや音楽を聴いたりする行事を設けます。又、コロナ禍の中で孤立しがちな保護者への支援を重視し、乳幼児と保護者がくつろいで過ごせる環境を作り、子どもを遊ばせながらおしゃべりできる場所を提供します。

【小学生・学童期】

身体的に発達し体力が向上する時期です。それに伴って知的好奇心や探求心が深まり、言語活動も活発になります。仲間意識が強まり、ルールの意味を理解した上でそれを守ろうとする意識も現れます。

この時期の後半は書き言葉を獲得し、抽象的思考が可能になり、仲間集団での遊びを好むようになります。

こうした特徴を踏まえ、「自分の責任で、自由に遊ぶ」「友達と共に遊ぶ」場の提供に努めます。職員は子どもたちが育つために支援し、個性を生かせる活動を推進します。

【中学・高校生期】

思春期と呼ばれ、自己を確立していく時期で、身体的精神的に大きく成長します。現在できることと自分の希望とのアンバランスも生まれ、周囲の評価が気になったり、時には不安や劣等感を持ったりすることもあります。いろいろな見方を知り、自分の価値観を形成していきます。

児童館を自由で開放感が味わえる場にし、自分の存在が認められる喜びがあり、時には悩みを語り合える雰囲気作りに努めます。自分たちの遊びの中で、また年少者の遊び相手になる中で自己肯定感が持てるよう職員は支援します。

<事業の実際>

(1) 乳幼児と保護者

- ・当面、平日午前の子育て支援の利用を基本にします。
- ・親子の仲間づくりの場を作ります。発達に必要な歌や遊びを用意します。
- ・ボランティアによる読み聞かせを行います。
- ・ひよこ・きらきらの年齢に応じたクラブを定期的に開催します。
- ・運営母体を同じくする保育園の協力を得て、相談もできる子育てサロンを実施します。

(2) 小学生以上高校生まで

- ・感染対策をした上で、可能な中での小中高校生の利用を促進します。
- ・可能な場合は、定例行事・企画行事を企画し参加を募ります。

(3) 可能になった場合には、登録児童以外への図書の貸し出しや遊具の利用を進めます。

2. 子育て家庭支援

<方針>

子育て世代が多く、乳幼児を楽しく安全に遊ばせる場が欲しいという要望は年々高まっています。こうした実態を踏まえ、保護者の気持ちに沿った子育て交流の場を作っていきます。保護者自身の選択や

願いを重視して、保護者と共に子育てに当たる姿勢で支援に臨みます。

「育児の担い手」は保護者だけではなく地域全体であると考え、地域の育児にかかわる人材や幼児の遊びをリードする方々と結びつき、講師やボランティアとして児童館の子育て支援を手助けしていただきます。地域全体で乳幼児と保護者を温かく包めるよう支援の輪を広げます。

児童館を幼児・赤ちゃん連れの親子がのんびり過ごせる居場所にし、子どもと保護者のくつろぎと安らぎの場所を作ります。

テーマを設けた幼児行事を行い、子育て仲間を広げて子育て体験の交流し、具体的な子育てアドバイスが受けられる機会を作ります。

運営母体を同じくする乳銀杏保育園との連携した子育て支援を行います。

<事業の実際>

(1) 子育てサロン

対象年齢を設けず、ゆったりとした雰囲気の中で、本を読んだりいろいろな遊具で遊んだりして、親子ともに楽しめるようにします。当日は、保育士にも参加してもらい遊びのアドバイスをもらったり相談にのってもらえたりも可能な場にします。

(以前に実施していた飲食を伴うランチタイム・カフェタイムは行いません。)

(2) 児童館主催の乳幼児クラブ

例会を毎月実施し、親子の交流と仲間作りをしながら、子育てに役立つ場にします。乳銀杏保育園の保育士にも継続的にクラブに参加してもらい、子育て支援に当たってもらうとともに、館職員の乳幼児支援の資質向上を図ります。

児童館だよりやチラシ、ホームページでクラブ案内を行い、安心して参加してもらえるように努めます。(昨年度まで、「ぶちぷちあそび」としていたものづくり活動は、キラキラクラブの中に含めて行っていきます。)

- ・ひよこクラブ (1歳児対象) : 造形遊びやごっこ遊び、四季折々の行事を取り入れた遊び、絵本の読み聞かせなどを通して交流します。
- ・きらきらクラブ (2・3歳児対象) : ひよこクラブの発展になる活動に取り組みます。
ひよこクラブと合同は今年度実施せず、集まる人

数を限定して安心して遊べるようにします。

(3) 地域の子育て支援

宮城野マイスクールで行われている子育てサロン「このゆびと一まれ」の活動に協力し、共に地域の子育て支援に取り組みます。宮城野地区の子育てプロジェクトの一員になり、子育て支援の研修と実践に努めます。

(5) その他

・お話し会（お話しポケット） 感染予防対策を取り、月 1 度の継続実施を基本にします。

聞き手の幼児に合わせた、ゆったりした雰囲気の中でお話しに親しめる機会にします。

絵本・紙芝

居・わらべ歌・手遊び等、様々な子どもの遊び文化を広げる場にします。

・高校生の移動家庭科授業 今年休止します

3、地域交流推進

<方針>

子どもは、保護者によって育てられるとともに、地域に育てられる面があります。子どもたちは地域で生まれ、地域で学び、地域で遊びます。そして将来はそれぞれの選んだ地域で生活し地域を支える一員になることでしょう。そのためにも児童館が子どもたちと地域の出会いの場でありたいと考えます。そして世代間交流による子育ての拠点のとなり、地域に必要とされる児童館作りを進めます。

昨年度より感染拡大が幾度となく繰り返され、実際の交流ができない状態が続いています。そのことにより希薄になってしまった地域との交流を少しでも前に進め、つながりを再び結び付けるための取り組みを試みます。

<事業の実際>

地域に対して常に門戸を開き、だれからも愛される児童館を作るために、以下の活動に取り組みます。

(1) 地域に出向く活動(録画で交流)

地域施設訪問：地域の介護施設を子どもたちが訪問することはできませんが館の紹介・歌・手遊び・ペープサートなどを録画して見てもらい、介護施設の方に楽しんでもらいます。

(2) 児童館に来てもらう活動：感染状況を見ながらボランティア受け入れの再開。

(3) 仙台工業高校との一連の活動

・コンサート：参加者の限定、感染対策の徹底、保護者の理解、広い場所の確保等を考慮し、ブラスバンド部の演奏会が可能な形態を検討します。

・アニメ上映：模型部に自作アニメを貸してもらい、それをテレビで上映することを通して交流を深めます。

(4) 中学生職場体験の検討と、ジュニアリーダーの活動支援

(5) 児童館職員と保育園職員の交流(乳銀杏保育園に限って実施)

年1回職員が地域の保育園を訪問し、次年度児童館を利用する子どもの情報交換をするとともに保育園の活動を見学して保育についての理解を深めます。また入学を前にした保育園の子どもたちの児童館訪問の可能性を探ります。

(6) 東宮城野マイスクール児童館との交流

東宮城野小学校学区にサテライトが開設されたため、東宮城野小の子どもと遊ぶ機会ができました。また、東宮城野小校庭の使用も許可していただきました。地域の理解を図りながら、交流を進めます。

4. 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

<方針>

保護者が就労等で放課後に家庭が留守になる子どもたちの居場所として、子どもが安全で楽しく遊べる快適な生活の場を保障していきます。以下の項目に沿って事業を推進し、保護者が安心して預けられる場所にしていきます。

新型コロナウイルス禍の下、感染予防の対策を守って利用することを基本にします。また、子どもと共に新型コロナウイルスを学び予防することに努めます。

<事業の内容>

放課後児童クラブを、「自分で遊びを決め、友達と仲良く遊ぶ場」にします。職員は子どもたちが健やかに育つための支援をします。特に次の2点について人員と時間を確保し、支援内容を検討して、子どもが主体となる運営を一層進めます。

- (1) 上学年が新たに登録されたことを踏まえ、「上学年子ども委員会」を定例化し、子どもの意見表明権の具現化と児童館運営参加を目指します。
- (2) 「みんなの声」という投書箱には特に近年多くの要望や相談が寄せられています。これまで「本を増やしてほしい」「カードゲームを新しくしてほしい」「足踏み消毒器がほしい」といった様々な願いを実現してきました。今後も職員全員でこれを受け止め、真摯に館運営に生かして行きます。又相談には親身に応え、児童館が子どもの拠り所になるように努めます。

<遊び全般>

- (1) サテライト室と本館のクラス分けでより安全で快適な生活を目指します。

長期休みや学校休業日にもサテライト室を開室し、子どもの遊びスペースを確保します。同時に職員が目が届きやすくし、安全を確保します。サテライト室の遊具を充実させて本館・サテライトともに楽しく遊べるようにします。

- (2) 障がいのある要支援児について支援の在り方を検討し、適切な支援のもとで健常児・障がい児ともに遊べる関係を作ります。
- (3) 子どもは外遊びが大好きです。授業終了後の外遊びの機会をできるだけ増やし、職員の見守り人数も確保します。
- (4) 館内の備品等を点検し、整理整頓して子どもが遊べるスペースをなるべく広く確保し

ます。

- (5) 遊具の点検と補充を滞りなく進めます。人気のある遊具の情報をアンケートなどから集め、子どもの要望や職員の推薦をもとに新規遊具の購入を進めます。
- (6) 子どもは児童館の中で読書の時間も得られます。子どもの要望・職員の推薦をもとに蔵書をさらに充実させます。
- (7) スポーツ行事を盛んにします。特に長期休業中、子ども主体のスポーツ行事を増やします。子どもからの提案を取り上げ、子どもが実行委委員になって自らこうした行事が実施できるように職員は応援します。職員からも触れる機会の少ないスポーツを紹介し、新しい楽しさを伝えます。(昨年の例では、ポッチャ大会、モルック)
- (8) 遊びの文化の伝承という面から、昨年度のコマ教室のような取り組みを行います。
- (9) 怪我を未然に防ぐために、危険な行為についてはその都度声掛けをしていきます。特に4月には館のきまりと危険防止の説明をわかりやすく行います。
- (10) 職員自身が遊びの幅を広げられるよう呼びかけます。職員同士で遊びの研修を広げます。

<第2サテライトについて>

- (1) 室内での遊びを充実させます。
- (2) 外遊びの場所として、団地内の広場を活用させていただき、遊びのルールを作っていきます。
東宮城野小児童との遊び場所が重なった場合、交流として生かすとともに、相互の調整をします。
可能な時は東宮城野小校庭で遊ばせていただき、子どもの遊び体験を豊かにします。
- (3) 登館・下館の安全確保のため、路上での見守りに取り組みます。
- (4) 第2サテ独自の行事を開催するとともに、本館での行事にも積極的に参加するよう呼びかけます。

<定例行事>

子どもの個性や関心を生かし伸ばしていけるよう、参加自由な日常的行事を展開します。どの行事でも計画段階から感染症対策を明記し、人数を限定し、必要に応じて回数を増やすなどの対策に取り組みます。

- (1) 図工タイム：絵画、工作、土粘土、デザイン、造形遊び等を楽しむ。
- (2) 囲碁クラブ、将棋クラブ：入門指導から段階を踏んで教われるようにする。いろいろな相手と対局を楽しめるようにします。地域のボランティアさんの指導も仰ぎます。
- (3) 折紙クラブ：折紙ボランティアや職員の指導で、折り紙の楽しさを広げます。
- (4) 草花クラブ：随時募集し、花壇の整備や種取り等を子どもと共に行います。
- (5) 子どもヨガ教室：昨年始めたものを定例化。ゆっくりと静かな時間を楽しみます。
- (6) 手芸クラブ：高学年女子の活動機会をと昨年実施したものを定例化。子供の要望で作品作りを行います。

- (7) 生き物係：長期休業中を中心に、蝶・メダカ・鈴虫・カブトムシ・カメ等の飼育に取り組めます。
- (6) 子ども映画：子どもがたのしめる映画会を継続・発展させていきます。映画の選定には子どもの要望を取り入れます。
- (7) お話ポケット：よみ聞かせサークルの方の協力で定例化を図ります。
- (6) 子ども集会・子ども会議：職員が生活面の説明をする子ども集会、子どもの議題を子どもが司会になって話し合う子ども会議、共に年間の見通しをもって計画的に開催します。全員が集まって過密にならないよう、少人数グループで実施します。

<企画行事>

食べる行事ができない、地域ボランティアの参加が限られている中で、可能な行事内容を検討し、子どもの遊びのなかにメリハリをつけ、子ども同士の交流を深めます。

(1) 季節の行事

正月遊び、七夕かざり：子どもの意見を取り入れ、季節感を大事にした行事にします。

(2) 音楽的行事

ブラスバンドコンサート、ハンドベル演奏会：可能な実施形態を検討し、音楽の楽しさが感じられるように努めます。

(3) スポーツ行事

綱引き大会、スポーツ大会：新入生歓迎の意味も込め異学年が集まり、共に力いっぱい体を動かして遊べる機会にします。

(4) 子どもが始めから企画する行事

上学年企画：何をやるかから子どもが話し合い、上学年がそれを企画して実施します。子どもの企画力を育てます。

(5) 世代間交流行事

施設訪問：運営団体の介護施設向けのDVDを作成し、それを上映してもらうことを通じて、介護施設と交流を深めます。

(6) 平和の集い：楽しい遊びも平和の中でこそ実現します。広い視野が持てるように取り組みます。

<保護者・学校等との連携>

保護者や学校等と連携を取ることは、子どもの豊かな遊びを保障するために必要不可欠のことと考えます。そのために地域の多くの方々のお借りして、子どもの周りに支援の輪が築けるように努めます。

- (1) 宮城野保護者会：協力してよりよい児童館になるよう、保護者会組織は4年目になります。保護者のご意見を聞き、児童館運営に参加してもらいます。
- (2) 一斉配信メール：一斉配信メールにはほとんどの保護者の登録があり、地震や感染症による臨時休館等への館の対応を知らせるためにたいへん有効でした。小学校とも連携を取りながら更に登録を勧めて保護者への連絡に役立てます。

- (3) 小学校との連絡会：新1年担任と子どもについての連絡会を持ち、子ども理解を深めるとともに小学校との連携を深めます。これとは別に特別支援学級担任との連絡会を持ち、要支援児への支援をより確かにします。
- (4) ボランティアとの連携：子どもはボランティアから様々の刺激を受け、遊びの幅を広げます。児童館で募集するボランティアについてお知らせを作り、より多くのボランティア参加を募ります。
- (5) 「いじめ」への対応：近年特に心配される「いじめ」についてこれまでも大切にしてきた以下の3点を重視して、相手を思いやり、仲良く遊べる関係を作ります。
 - ①いじめの行為や言動を見逃さない。
 - ②下級生相手だからと、無理を通させない。
 - ③学校、保護者との連絡を密にする。

Ⅲ 4つの機能を支える事業

1、事故防止・防犯・防災対策

<方針>

児童館は何より安心安全な施設でなければなりません。利用者全員の命を預かるという使命感を全職員が共有します。そして災害や不審者から利用者を守るための手立てを講じます。

実際の防災計画を策定し、日常的な訓練の実施、防災のための研修、防災用具の整備を進めます。

<事業の実際>

- (1) 毎日の日常点検を続けます。
- (2) 毎月、最初の木曜を安全点検日として職員が分担箇所の安全点検を行います。いろいろな職員の間から施設を見ることで、見落としがちな不備や危険を察知します。
- (3) 警備会社（セコム）の年2回の非常設備点検を受け、不備な点は速やかに改善します。
- (4) 月1回、聞き取り訓練や避難訓練を積み重ね、子ども達と来館者への教育・啓蒙に努めます。児童クラブ・自由来館者・幼児を対象に、火災・地震・不審者を想定した訓練が偏りなくできるように年間を通して計画します。
 - ・特に3月11日近辺に地震避難訓練を行い、東日本大震災の経験を継承し、今後に生かします。
- (5) 不審者対策として、近隣の交番との連携やステッカーの掲示を行い、18時以降は玄関自動ドアの電源を切り、チャイムを合図に職員がドアを開閉するようにします。
- (6) 外部講師等による不審者対応研修を実施し、全職員の力量を高めます。
- (7) 防災用具を整備します。
- (8) 非常事態に備えて、指揮・連絡系統図、職員分担図、災害対応のフローチャートを整備します。

- (9) ヒヤリハット集（アクシデント事例）を作成し、事故の再発防止と重大事故を未然に防ぐことに努めます。
- (10) 児童クラブの利用開始時には、保護者に対して非常時対応についての説明を理解してもらいます。災害伝言ダイヤル訓練を行い、使い方を周知徹底します。
- (11) 保護者に一斉配信メールの機能を知らせ、登録を一層勧めます。
- (12) 非常事態に備えた職員体制、分担、防災マニュアルを整備します。必要なものについては館内に掲示します。

2、利用者の衛生管理

<方針>

児童館の衛生状態が原因で通院治療が必要になったといったケースが出てこないように、館内外の衛生状態を把握して常に良好な状態の保持に努めます。

保護者への保険衛生に対する啓発を行い、必要に応じて生活習慣の改善を促します。

<事業の実際>

- (1) 感染症や食中毒について保健所や家庭健康課の指導・助言を受け、適切な保健衛生指導を徹底します。
- (2) 嘔吐処理、手洗い指導について年1回、保健師による全職員実技研修を行い、実際の対応や用具の扱い方について学びます。
- (3) 夏のプール利用が始まる前に、救急蘇生法と救急処置について消防署救急隊員による全職員実技研修を行い、緊急時に備えます。熱中症については測定器具の充実などさらなる対策の強化に取り組みます。
- (4) 感染症（インフルエンザ等）には予防・対応のマニュアルを整備して対応します。
- (5) 消毒用に、液体せっけんやピューラックス消毒液を常備して活用します。
- (6) 昨年度から館内の分掌に「保健部」を設置しました。この保健部を中心に子どもの保健に関する支援や助言、職員研修、心の相談などに取り組みます。

<新型肺炎感染対策>

- (1) 「宮城野児童館の感染対策」をまとめ、それに基づいて対策を進めます。
- (2) 日常的な換気、消毒、3密の回避を継続します。
- (3) 行事における感染対策を計画段階から立て、確実に実行します。
- (4) 少人数での行事实施、希望者が多い場合は、可能な場合回数を分けて実施します。
- (5) 職員の研修を深めるとともに保護者への啓もうに努め、子どもと共に感染対策に取り組める機会を設けます。

3. 施設の維持管理

<方針>

職員による日常の管理と外部委託による専門家の管理を組み合わせ、利用者にとって安全で快適な施設維持を目指します。不具合が生じた際は適切な対応に努めます。また、市との連絡を密にし、円滑な管理を目指します。

<事業の実際>

- (1) 月1回の安全点検を行い、常に安全に留意し日常的な修理を行います。
- (2) 職員による管理を超える不具合や問題が生じたときは、仙台市並びに関係諸機関に相談し、適切な対応を行います。
- (3) 開館日毎日の清掃を業者（明光ビルサービス）に業務委託するとともに、年2回の定期清掃では、窓ガラス・網戸の清掃と床のワックスがけを行います。
- (4) 自動ドアと非常設備点検についても業者に委託し、管理します。
- (5) 警備保障会社（セコム）に業務委託をし、夜間や休館日の施設管理を確実にします。
- (6) 敷地内の草花の手入れに努め、害虫駆除・伐採を毎年行います。必要に応じて業者に委託します。
- (7) 宮城野小学校内にあるサテライト室については年度ごとに管理について覚書を交わし、双方で分担して管理にあたります。

4. 環境への配慮

<方針>

市環境行動計画に沿って、節電・省エネ・節水等身近なことから子ども達・利用者と共に実践します。<事業の実際>

- (1) 利用者に工作材料としての牛乳パックやペットボトルなどの廃材の寄付を呼びかけます。
- (2) 有機廃棄物リサイクルでできた堆肥を花壇やプランターでの花・野菜作りに活用します。
- (3) 児童クラブ室に紙のリサイクルボックスを置き、子どもとともに紙リサイクルに取り組みます。
- (4) 児童クラブの「お茶タイム」ではコップ持参を勧め、紙コップ利用を減らします。これを「エコ作戦」と名付け、表にして視覚的にごみ減量を明示します。年度末には節約できた分の紙コップ代で遊具を購入して、子どもの意欲を高めます。
- (5) 使用後の用紙・段ボールは営業ゴミにせず、地域の製紙業者に運んでリサイクルに生かします。
- (6) 営業ゴミ、リサイクルにまわした用紙ゴミ・段ボールゴミはその重量を記録し、年次ごとの改善に努めます。

5. 人材育成

<方針>

児童館職員は子どもの人格形成にまで及ぶその職責の重さを自覚し、子どもに寄り添い、子どもに共感できることが求められます。そうした理想と情熱を持ち、子ども一人一人に応じた継続的支援ができる人材育成に努めます。

子どもの最善の利益を求め不断の努力を職員一同続けます。そのための自己研鑽・機関研修・館内研修を行います。

また、目の前の子ども達の様々な姿を語り合い、どんな学童保育をしていくか語り合っ
こそ、児童館はその役割を発揮できるものです。日常的にそうした児童館が作れるよう
な職場の雰囲気と職員の間関係を作っていきます。

<事業の実際>

- (1) 乳幼児・小中高校生・要支援児についての成長と発達の理論、保護者・高齢者・地域
住民に対する親身の関りができるための福祉に関わる知識と心構えを育てるための
研修に取り組みます。
- (2) 子どもの成長の糧となる健全で豊かな遊び文化を学び、充実させます。そのために職
員自身が子供たちに教えられる遊びを増やします。
- (3) 特別支援教育について研修し、児童に即した具体的な支援の在り方を検討します。
- (4) 全体職員会議を週1回開き、児童理解と情報共有・今後の対応の検討を重ねます。「子
どもの発見・子どもの理解」を会議の中心に位置づけ、職員の子ども観を深めます。
- (5) 放課後児童支援員研修、特別支援コーディネーター研修の受講を進めます。
- (6) 職員の研修希望を募り、職員全員に研修の機会を保障し、計画的に研修に参加します。
研修結果については館全体に還元するよう努めます。